

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

～ 目 次 ～

I 議 題

(1) 審議品目

○添加物として新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定

・ 2, 3-ジエチル-5-メチルピラジン	1
・ 2-(3-フェニルプロピル)ピリジン	4
・ 6, 7-ジヒドロ-5-メチル-5H-シクロペンタピラジン	7
・ 1-ペンテン-3-オール	10
・ 3-メチル-2-ブテノール	13
・ ピラジン	16
・ 3-メチル-2-ブテナール	19

(2) 報告品目

○ポジティブリスト制度関係

【農薬】

・ エトフェンプロックス (魚介類+畜産物)	22
・ グルホシネート (暫定基準の見直し+適用拡大)	27
・ クロランスラムメチル (暫定基準の見直し)	35
・ メトミノストロビン (暫定基準の見直し+魚介類)	38
・ ピリミノバックメチル (魚介類)	41
・ メプロニル (暫定基準の見直し+魚介類)	44
・ トリネキサパックエチル (暫定基準の見直し)	47
・ ゴキサミド (暫定基準の見直し)	52
・ メチオカルブ (暫定基準の見直し)	55
・ トリフルスルフロンメチル (暫定基準の見直し)	61
・ ミクロブタニル (暫定基準の見直し)	64

【飼料添加物及び動物用医薬品】

・ クロルスロン (暫定基準の見直し)	70
・ エフロトマイシン (暫定基準の見直し)	73
・ セファレキシン (暫定基準の見直し)	76

(3) 文書配布による報告品目等

○即席めん類の規格基準の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

○既存添加物名簿からの消除予定添加物について・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

○ポジティブリスト制度関係

【農薬】

・シアゾファミド（適用拡大）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

・ピリダリル（適用拡大）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93

・アセキノシル（適用拡大）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

・インダノファン（適用拡大）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

【動物用医薬品】

・エンロフロキサシン

（薬事法に基づく承認事項の変更に伴う残留基準の設定）・・・・・・・・ 103

・牛クロストリジウム感染症5種混合（アジュバント加）トキソイド

（薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定）・・・・・・・・・・ 105

・鶏コクシジウム感染症（ネカトリックス）生ワクチン

（薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定）・・・・・・・・・・ 106

・ツラスロマイシン

（薬事法に基づく承認申請に伴う残留基準の設定）・・・・・・・・・・ 107

・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症

混合生ワクチン（薬事法に基づく承認申請に伴う残留基準の設定）・・ 109

II 報告事項（別冊）

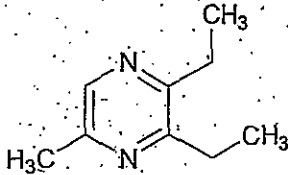
○食品中のアフラトキシンについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○アフラトキシン検査におけるサンプリングプランの改正について・・・・ 4

○「平成23年度輸入食品監視指導計画（案）」について・・・・・・・・・・ 9

○食品衛生分科会における審議対象品目の処理状況について・・・・・・・・ 13

2. 3-ジエチル-5-メチルピラジン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	ライ麦パン、ポップコーン等の食品に存在し、また、コーヒー及び落花生の焙煎並びに豚肉、子めん羊肉等の加熱調理により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、朝食シリアル、ソフト・キャンデー類、肉製品、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類等の様々な加工食品において香りの再現、風味を向上等の目的で添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ0.2から1 μ gの範囲になると推定される。本推定摂取量と90日間反復投与毒性試験における無毒性量(2mg/kg 体重/日)から安全マージン(100,000~500,000)が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWT-O通報実施中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

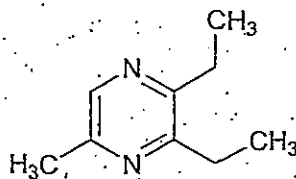
1. 2, 3-ジエチル-5-メチルピラジンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 2, 3-ジエチル-5-メチルピラジンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

2, 3-ジエチル-5-メチルピラジン
2, 3-Diethyl-5-methylpyrazine



$C_9H_{14}N_2$

分子量 150.22

2, 3-Diethyl-5-methylpyrazine [18138-04-0]

含 量 本品は、2, 3-ジエチル-5-メチルピラジン ($C_9H_{14}N_2$) 98.0 %以上を含む。

性 状 本品は、無～淡黄色の透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

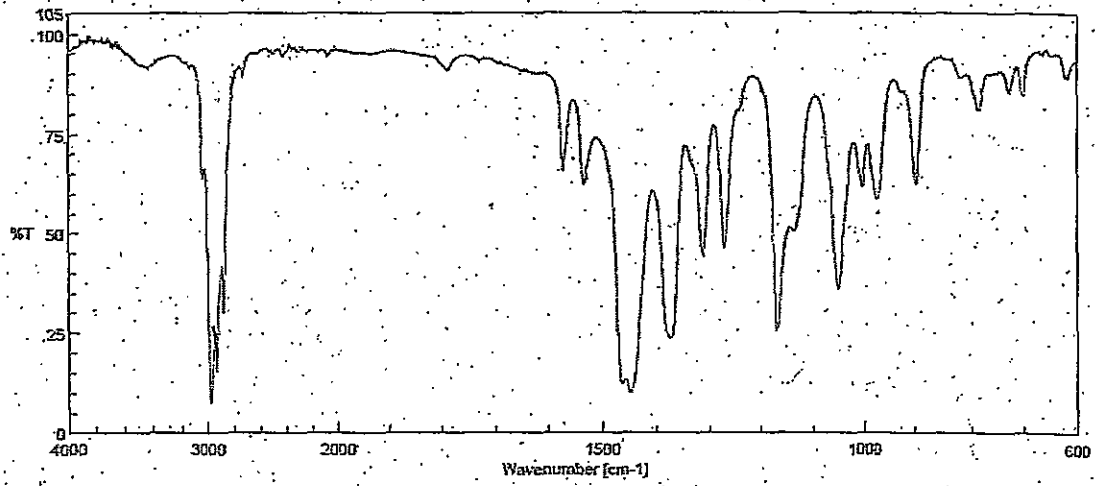
純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.493 \sim 1.505$

(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.938 \sim 0.957$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

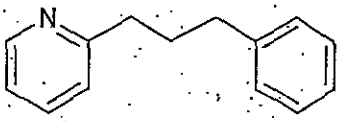
参照赤外吸収スペクトル

2,3-ジエチル-5-メチルピラジン





2 - (3-フェニルプロピル)・ピリジン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	食品中に天然に存在することが確認されていない成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、スナック菓子、グレービーソース類、朝食シリアル類、香辛料、調味ソース・スプレッド・付合せ類等の様々な加工食品において香りの再現、風味を向上等の目的で添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ0.7から2 μ gの範囲になると推定される。本推定摂取量と90日間反復投与毒性試験における無毒性量(4mg/kg体重/日)から安全マージン(100,000~400,000)が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報実施中。
答申案	別紙のとおり。

答申(案)

1. 2-(3-フェニルプロピル)ピリジンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 2-(3-フェニルプロピル)ピリジンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

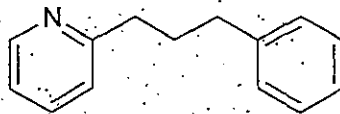
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

2-(3-フェニルプロピル)ピリジン

2-(3-Phenylpropyl)pyridine



$C_{14}H_{15}N$

分子量 197.28

2-(3-Phenylpropyl)pyridine [2110-18-1]

含 量 本品は、2-(3-フェニルプロピル)ピリジン ($C_{14}H_{15}N$) 97.0%以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

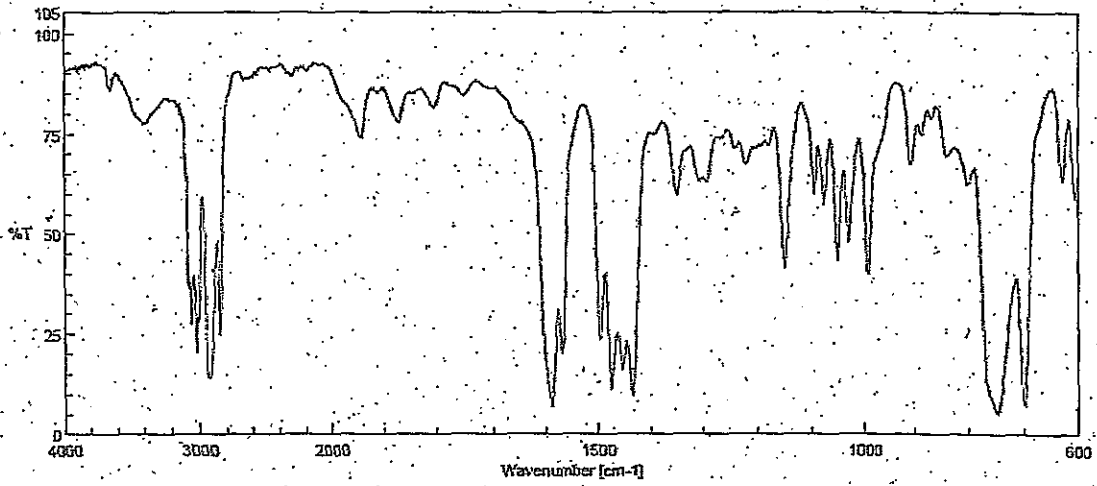
純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.558 \sim 1.563$

(2) 比重 $d_4^{25} = 1.012 \sim 1.020$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。ただし、カラム温度は、180°Cから毎分5°Cで昇温し、230°Cに到達後、30分間保持する。

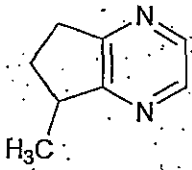
参照赤外吸収スペクトル

2-(3-フェニルプロピル)ピリジン





5-メチル-6,7-ジヒドロ-5H-シクロペンタピラジン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	麦芽、ビール等の食品中に存在し、また、コーヒーの焙煎及び豚肉等の加熱調理により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米ではソフト・キャンデー類、肉製品、冷凍乳製品類、チューインガム、清涼飲料などの様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ4から5 μ gの範囲になると推定される。本推定摂取量と13週間反復投与毒性試験における無毒性量(5mg/kg・体重/日)から安全マージン(50,000~60,000)が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報実施中。
答申案	別紙のとおり。

答申(案)

1. 5-メチル-6,7-ジヒドロ-5*H*-シクロペンタピラジンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 5-メチル-6,7-ジヒドロ-5*H*-シクロペンタピラジンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

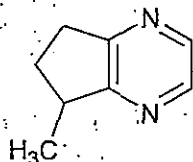
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

5-メチル-6,7-ジヒドロ-5*H*-シクロペンタピラジン

5-Methyl-6,7-dihydro-5*H*-cyclopentapyrazine



$C_8H_{10}N_2$

分子量 134.18

5-Methyl-6,7-dihydro-5*H*-cyclopenta[*b*]pyrazine [23747-48-0]

含 量 本品は、5-メチル-6,7-ジヒドロ-5*H*-シクロペンタピラジン ($C_8H_{10}N_2$) 97.0 %以上を含む。

性 状 本品は、淡黄～褐色の透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

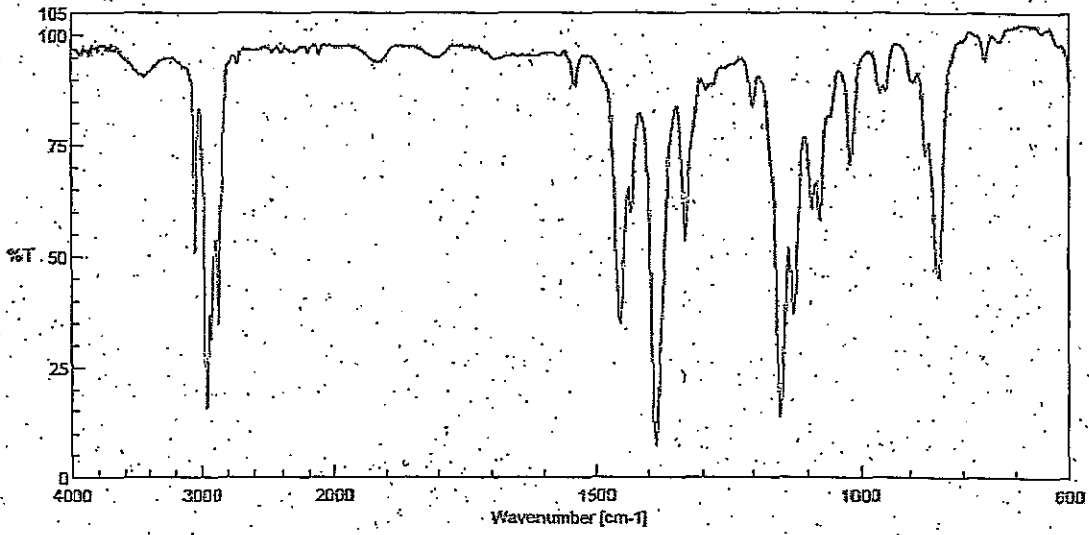
純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.525 \sim 1.535$

(2) 比重 $d_{25}^{25} = 1.048 \sim 1.059$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

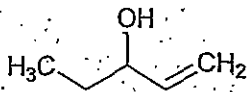
参照赤外吸収スペクトル

5-メチル-6,7-ジヒドロ-5H-シクロペンタピラジン





1-ペンテン-3-オール

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	緑茶、後発酵茶、紅茶、グアバ、ほうじ茶、あんず等の食品に含まれている成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、ソフト・キャンデー類、清涼飲料、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、アルコール飲料等の様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ 1.2 から 2.4 μg の範囲になると推定される。本推定摂取量と 90 日間反復投与毒性試験における無毒性量 (5mg/kg 体重/日) から安全マージン (100,000~300,000) が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

1. 1-ペンテン-3-オールについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 1-ペンテン-3-オールの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

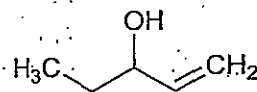
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

1-ペンテン-3-オール

1-Penten-3-ol



$C_5H_{10}O$

分子量 86.13

Pent-1-en-3-ol [616-25-1]

含 量 本品は、1-ペンテン-3-オール ($C_5H_{10}O$) 98.0%以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

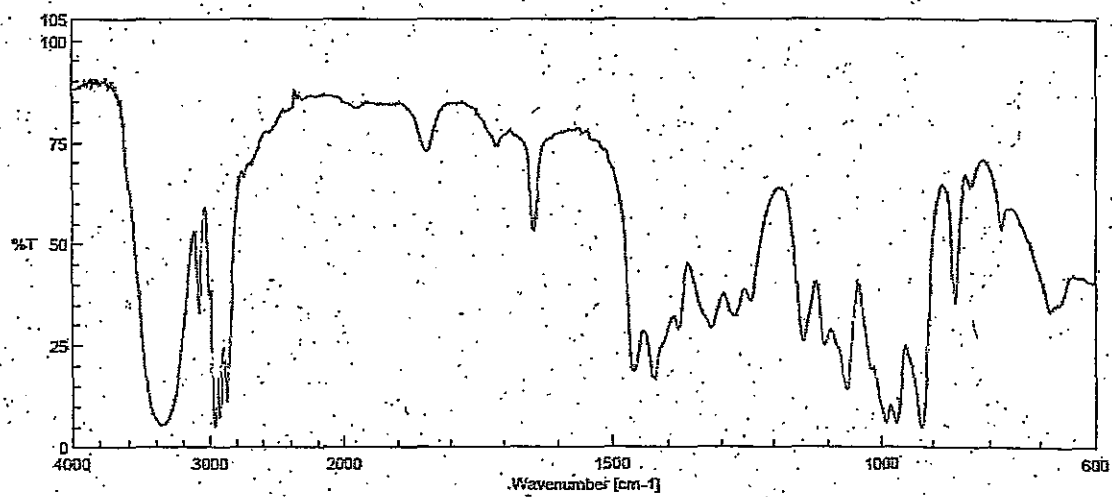
純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.419 \sim 1.427$

(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.834 \sim 0.840$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

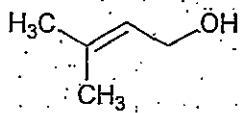
参照赤外吸収スペクトル

1-ペンテン-3-オール





3-メチル-2-ブテノール

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	 <chem>CC(C)=CCO</chem>
用途	香料
概要	ホップ油、コーヒー、ラズベリー等のきいちご類、アセロラ、ライチ、はちみつ等の食品中に存在する成分である。
諸外国での状況	欧米では、チューインガム、ハード・キャンデー類、焼菓子、ソフト・キャンデー類、ゼラチン・プリン類、ジャム・ゼリーなどの様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ 3.8 から 5.4 μg の範囲になると推定される。本推定摂取量と 90 日間反復投与毒性試験における無毒性量 (65.4mg/kg 体重/日) から安全マージン (700,000~800,000) が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

1. 3-メチル-2-ブテノールについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 3-メチル-2-ブテノールの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

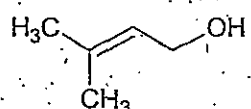
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

3-メチル-2-ブテノール

3-Methyl-2-butenol



C₅H₁₀O

分子量 86.13

3-Methylbut-2-en-1-ol [556-82-1]

含 量 本品は、3-メチル-2-ブテノール (C₅H₁₀O) 98.5%以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.438 \sim 1.448$

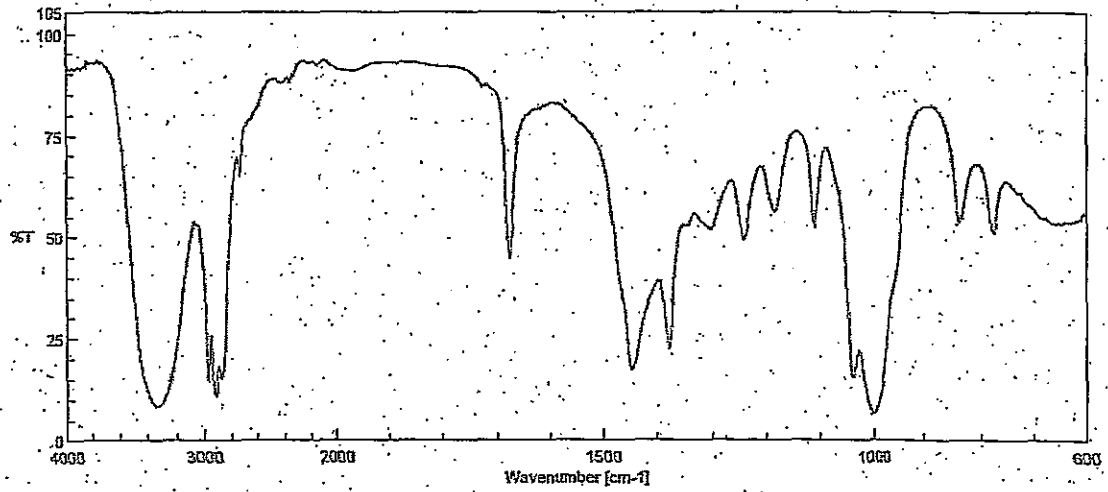
(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.855 \sim 0.863$

(3) 酸価 1.0 以下

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。ただし、カラムは、内径 0.25~0.53mm、長さ 30~60m のケイ酸ガラス製の細管に、ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを 0.25~1 μ m の厚さで被覆したものを使用する。

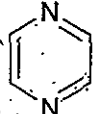
参照赤外吸収スペクトル

3-メチル-2-ブテノール





ピラジン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	麦芽等の食品中に存在し、また、コーヒー、ココナッツ等の焙煎及びえび、豚肉、牛肉等の加熱調理により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、ハード・キャンデー類、ソフト・キャンデー類、アルコール飲料、製菓材料、冷凍乳製品類などの様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ0.2μgになると推定される。本推定摂取量と90日間反復投与毒性試験における無毒性量(3mg/kg・体重/日)から安全マージン(800,000)が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

1. ピラジンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. ピラジンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

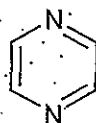
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

ピラジン

Pyrazine



$C_4H_4N_2$

分子量 80.09

Pyrazine [290-37-9]

含 量 本品は、ピラジン（ $C_4H_4N_2$ ）98.0%以上を含む。

性 状 本品は、白～淡黄色の固体で、特有のにおいがある。

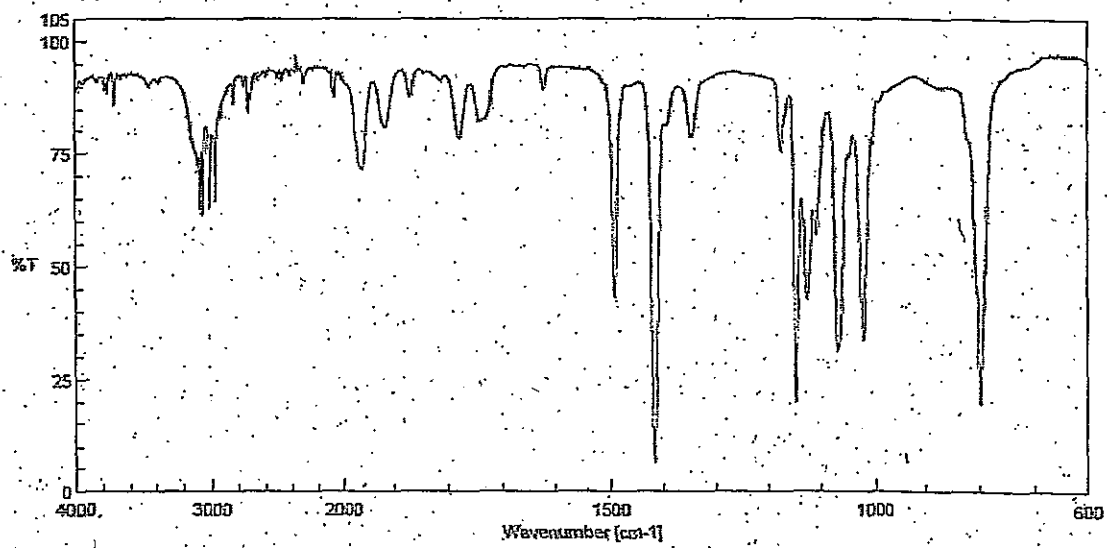
確認試験 本品を粉末にして窓板に挟み、加温して溶解させ、冷後、赤外吸収スペクトル測定法中の薄膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 融点 51～55℃

定量法 本品0.1gを量り、エタノール1mlを加えて溶かし、香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

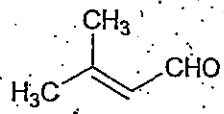
参照赤外吸収スペクトル

ピラジン





3-メチル-2-ブテナール

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	 <chem>CC(=C)C=O</chem>
用途	香料
概要	ラズベリー、ホップの食品中に存在し、また、鶏肉等の加熱調理により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米では、チューインガム、ハード・キャンデー類、焼菓子、ソフト・キャンデー類、製菓材料、ゼラチン・プリン類等の様々な加工食品において香りの再現、風味を向上等の目的で添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ 0.5 から 3.9 μg の範囲になると推定される。本推定摂取量と 90 日間反復投与毒性試験における無毒性量 (0.8mg/kg 体重/日) から安全マージン (10,000~80,000) が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申(案)

1. 3-メチル-2-ブテナールについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 3-メチル-2-ブテナールの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

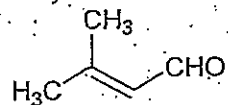
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

3-メチル-2-ブテナール

3-Methyl-2-butenal



C_5H_8O

分子量 84.12

3-Methylbut-2-enal [107-86-8]

含 量 本品は、3-メチル-2-ブテナール (C_5H_8O) 97.0 %以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.458 \sim 1.464$

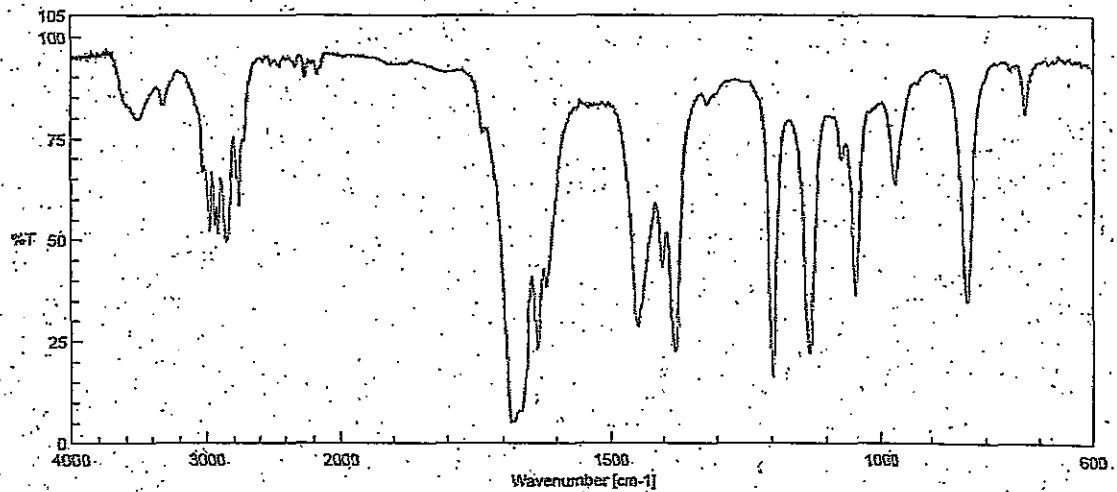
(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.870 \sim 0.875$

(3) 酸価 5.0 以下

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。ただし、カラムは、内径 0.25~0.53mm、長さ 30~60m のケイ酸ガラス製の細管に、ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを 0.25~1 μm の厚さで被覆したものを使用する。

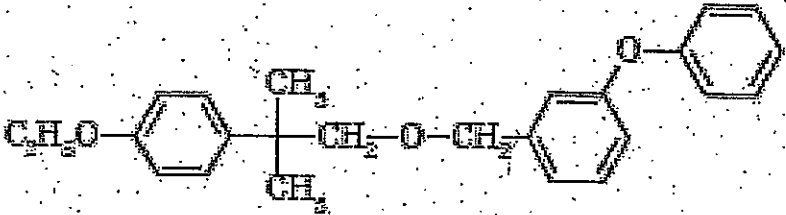
参照赤外吸収スペクトル

3-メチル-2-ブテナール





エトフェンプロックス (Etofenprox)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類、畜産物への基準設定の要請があったもの。ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しは後日を行うものである。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ピレスロイド様の活性を示す殺虫剤である。鱗翅目、半翅目、双翅目等の各種害虫に対して広い殺虫スペクトルを有する。神経軸索におけるナトリウムチャンネルの正常な働きを阻害することによって、殺虫活性を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/ガメムシ類等、小麦/アブラムシ類等、豆類(種実)/ハスモンヨトウ等										
我が国の登録状況	稲、小麦、豆類(種実)等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	りんご、なし等に国際基準が設定されている。米国において米等に、欧州連合(EU)においてりんご、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.031 mg/kg体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験(マウス・混餌) 無毒性量 3.1 mg/kg体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: エトフェンプロックスとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="555 1541 1396 1803"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>26.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>50.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>29.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	26.4	幼小児(1~6歳)	50.4	妊婦	20.6	高齢者(65歳以上)	29.1
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	26.4										
幼小児(1~6歳)	50.4										
妊婦	20.6										
高齢者(65歳以上)	29.1										
意見聴取の状況	平成22年9月28日に在京大使館への説明を実施 平成22年10月19日~11月17日パブリックコメントを実施 平成22年11月1日~12月31日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん	0.5	0.5				
パースニップ	0.5	0.5				
パセリ	2	2				
セロリ	2	2				
みつば	2	2				
その他のせり科野菜	2	2	○			0.3(※),0.7(※)(せり) /<0.2,<0.2(あしたば)
トマト	2	2	○			0.62(※),1.98(※)/0.609,0.264
ピーマン	5	5	○			1.71,2.66
なす	2	2	○			0.64,0.16,0.258,0.305
その他のなす科野菜	5	5				
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○			0.13,0.18/0.162,0.54
かぼちや(スカッシュを含む。)	2	2				
しるり	2	2				
すいか	2	2	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	2	2	○			0.039,0.021
まくわり	2	2				
その他のうり科野菜	2	2	○			0.38,0.11(にかうり)
ほうれんそう	2	2				
たけのこ	0.5	0.5				
オクラ	5	5	○			1.10,0.16
しょうが	2	2	○			<0.01,0.054/0.007,0.007 /<0.005,<0.005(しょうが) /0.34,0.20(薬しょうが)
未成熟えんどう	2	2	○			0.40,1.05
未成熟いんげん	5	5	○			0.860,0.218
えだまめ	5	5	○			0.33,0.19/0.720,1.15
その他の野菜	5	5	○			<0.01(※),0.010(※) /<0.01,<0.01(れんこん) /0.32,0.64(エンサイ) /2.40,1.58(やまのいも(せいかご)) /2.8,1.9(未成熟さげ(さや)) /0.65,0.16(モロヘイヤ) /0.3,0.2(さといも薬柄) /<0.02,<0.02/<0.01(※),<0.01(※) /<0.01(※),<0.01(※)(うど)
みかん	2	2	○			0.03,0.02
なつみかんの果実全体	5	5	○			1.05,1.01
レモン	5	5	○			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			
グレープフルーツ	5	5	○			
ライム	5	5	○			
その他のかんきつ類果実	5	5	○			2.7(すだち)/0.98(かぼす)
りんご	2	2	○	1		0.39,0.80
日本なし	2	2	○	1		0.72,0.62
西洋なし	2	2	○	1		
マルメロ	2	2		1		
びわ	1	1		1		
もも	2	2	○			0.02,0.02
ネクタリン	2	2	○			
かき	2	2	○			0.72,0.85
バナナ	2	2				
キウイ	0.2	0.2				
パパイヤ	2	2				
アボカド	2	2				
パイナップル	2	2				
グアバ	2	2				
マンゴー	2	2				
パッションフルーツ	2	2				
ぎんなん	0.1	0.1				
くり	2	2	○			<0.01,<0.01
ペカン	0.1	0.1				
アーモンド	0.1	0.1				
くるみ	0.1	0.1				
その他のナッツ類	0.1	0.1				
茶	10	10	○			1.62,3.98(荒茶) /<0.02(※),0.02(※)(浸出液)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	5	5				6.9,11.4(みかんの果皮)
その他のハーブ	5	5	○			0.2,0.1(細わさび(花及び花茎)) 0.2,0.2(細わさび(葉))
牛の筋肉	0.5					推:0.12
豚の筋肉	0.5					(牛の筋肉を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5					(牛の筋肉を参照)
牛の脂肪	7					推:4.9
豚の脂肪	7					(牛の脂肪を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7					(牛の脂肪を参照)
牛の肝臓	0.5					推:0.19
豚の肝臓	0.5					(牛の肝臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5					(牛の肝臓を参照)
牛の腎臓	0.5					推:0.33
豚の腎臓	0.5					(牛の腎臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5					(牛の腎臓を参照)
牛の食用部分	0.5					(牛の肝臓を参照)
豚の食用部分	0.5					(牛の肝臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5					(牛の肝臓を参照)
乳	0.5					推:0.35
鶏の筋肉	0.01					推:<0.004
その他の家きんの筋肉	0.01					(鶏の筋肉を参照)
鶏の脂肪	0.5					推:0.11
その他の家きんの脂肪	0.5					(鶏の脂肪を参照)
鶏の肝臓	0.02					推:0.0063
その他の家きんの肝臓	0.02					(鶏の肝臓を参照)
鶏の腎臓	0.02					(鶏の肝臓を参照)
その他の家きんの腎臓	0.02					(鶏の肝臓を参照)
鶏の食用部分	0.02					(鶏の肝臓を参照)
その他の家きんの食用部分	0.02					(鶏の肝臓を参照)
鶏の卵	0.1					推:0.041
その他の家きんの卵	0.1					(鶏の卵を参照)
魚介類	0.8					推:0.77

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

エトフェンプログレスについては、次のとおり残留基準を追加することが適当である。

エトフェンプログレス

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注1) の筋肉	0.5
牛の脂肪	7
豚の脂肪	7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^(注2)	0.5
乳	0.5
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^(注3) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.5
その他の家きんの脂肪	0.5
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.1
魚介類	0.8

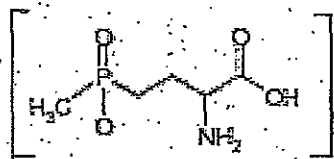
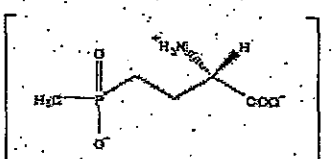
(注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。



グルホシネート(Glufosinate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し並びに農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があったもの。(グルホシネートP)										
構造式	<p>グルホシネート</p>  <p>グルホシネートP</p> 										
用途	農薬/除草剤										
作用機構	アミノ酸系除草剤である。グルタミン合成酵素阻害によりアンモニアが蓄積し、植物の生理機能を阻害して殺草活性を示すと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	農薬登録申請：かんきつ、なす、トマト等/畑地一年生雑草等 適用拡大申請：そば、ゴボウ等/一年生雑草等										
我が国の登録状況	りんご、小麦等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	バナナ、ばれいしょ等に国際基準が設定されている。米国においてりんご、ぶどう等に、カナダにおいてとうもろこし、小麦等に、EUにおいてレモン、キウイ等に、オーストラリアにおいてベリー類果実、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0091 mg/kg体重/day [設定根拠] 2世代繁殖試験(ラット・混餌) 無毒性量 0.91 mg/kg体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：穀類、豆類、種実類及びてんさいについては、グルホシネート、代謝物B及びZとし、その他の食品については、グルホシネート及び代謝物Bとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>31.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>66.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>29.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	31.8	幼小児 (1~6歳)	66.1	妊婦	26.1	高齢者 (65歳以上)	29.3
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	31.8										
幼小児 (1~6歳)	66.1										
妊婦	26.1										
高齢者 (65歳以上)	29.3										
意見聴取の状況	平成22年9月28日に在京大使館への説明を実施 平成22年10月19日~11月17日パブリックコメントを実施 平成22年11月1日~12月31日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホシネート)	登録 有無 (グルホシネートP)	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
米(玄米をいう。)	0.3	0.50	○	申				0.06, 0.05/<0.02(P), <0.02(P)
小麦	0.2	0.20	○					0.03, 0.04
大麦	0.5	5.0	○					<0.2, <0.2
とうもろこし	0.1	0.10			0.1			
そば	0.3		申					<0.09, <0.09
大豆	2	2.0	○		2			<0.04, 0.08
小豆類	2	2.0	○		2			
えんどう	3	2.0	○		3			
そら豆	2	2.0	○		2			
らっかせい	0.1		申					<0.02, <0.02
その他の豆類	3	3.0	○		3			
ばれいしよ	0.2	0.50	○		0.5			<0.03, <0.03
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2	0.10	○	申				<0.03, <0.03(#)
かんしよ	0.1	0.10	○					<0.02, <0.02
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.10	○					0.04, <0.03(#)
こんにやくいも	0.2	0.10	○					0.04(#), <0.03(#)
てんさい	0.9	0.90			0.05	0.9	アメリカ	[0.05(#)-0.94(#)(n=14)(米国)]
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.3	0.50	○					<0.02(#), 0.06(はつかだいこん)
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.3	0.50	○					<0.02(#), 0.07(はつかだいこん)
かぶ類の根	0.1	0.50	○					<0.02, <0.02
かぶ類の葉	0.1	0.50	○					<0.02, <0.02
西洋わさび		0.50						
クレソン	0.3	0.50	○	申				(水稲参照)
はくさい	0.2	0.20	○					<0.03(#), <0.03(#)
キャベツ	0.2	0.50	○	申				<0.03(#), <0.03(#)
芽キャベツ		0.50						
ケール		0.50						
チンゲンサイ		0.50						
カリフラワー		0.50						
ブロッコリー	0.2	0.50	○・申					<0.03, <0.03 <0.05(#), <0.05(なばな)
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.50	○					
ごぼう	0.2		申					<0.05, <0.05
サルシフィー		0.50						
アーティチョーク		0.50						
チコリ		0.50						
エンダイブ		0.50						
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2	0.50	○					<0.03, <0.03(#)
その他のきく科野菜	0.5	0.50	○					<0.12, <0.12(食用きく)
たまねぎ	0.2	0.20	○		0.05			<0.02, <0.05
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.20	○					<0.03, <0.03
にんにく	0.3	0.50	○					<0.10, <0.10
にら	0.2	0.50	○					<0.03, <0.03
アスパラガス	0.2	0.20	○		0.05			<0.04, <0.04
その他のゆり科野菜		0.50						

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホシ ネード)	登録 有無 (グルホシ ネードP)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん	0.1	0.20	○		0.05		<0.02, <0.02
パースニップ		0.50					
パセリ	0.7	0.50	○				<0.3, <0.3
セロリ	0.2	0.50	○				0.03, <0.03
その他のせり科野菜	0.3	0.50	○	申			(水稲参照)
トマト	0.2	0.20	○	申			<0.03(#), <0.03(#)/<0.02(#)(P)
ピーマン	0.2	0.20	○				<0.03, <0.03
なす	0.2	0.20	○	申			<0.03, <0.03
その他のなす科野菜	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03/<0.02(#), <0.02(#)(P)
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.2	0.20	○				<0.03, <0.03
かぼちや (スカッシュを含む。)	0.2	0.20	○				<0.03(#), <0.03(#)
しろうり	0.3		○	申			<0.07, <0.07
すいか	0.1	0.30	○				<0.02, <0.02
メロン類果実	0.3	0.30	○	申			<0.03, 0.09(#)/<0.02(P), <0.02(P)
その他のうり科野菜	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03(にがうり)
ほうれんそう	0.1	0.50	○	申			<0.02, <0.02/<0.02, <0.02(P)
オクラ	0.1	0.1	○				0.02, <0.02(#)
しょうが	0.3	0.50	○				<0.03, 0.10(しょうが)/0.05, 0.04(薬しょうが)
未成熟えんどう	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.05	0.05	○		0.05		<0.009, <0.009(さやいんげん)
えだまめ	0.2	0.20	○				<0.02, 0.04
マッシュルーム		0.50					
その他の野菜	0.3	0.05	○・申	申	0.05		0.012, <0.009(食用桑), (水稲参照)
みかん	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.03, <0.03/<0.02(#), 0.02(#)(P)
なつみかんの果実全体	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
レモン	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
グレープフルーツ	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
ライム	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
その他のかんきつ類果実	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.02(#)(P) (ゆず), <0.02(#)(P) (すだち) (みかん参照)
りんご	0.2	0.30	○	申	0.05		<0.03(#), <0.03/<0.02, <0.02(#)(P)
日本なし	0.2	0.30	○	申	0.05		<0.03, <0.03/<0.02(#)/<0.02(#)(P)
西洋なし	0.1	0.30	○	申	0.05		<0.02(#)/<0.02(#)(P)
マルメロ	0.1	0.05	○	申	0.05		(西洋なし参照)
びわ	0.2	0.30	○	申	0.05		0.03(#), 0.03(#)/0.02(#), 0.02(#)(P)
もも	0.2	0.30	○	申	0.05		0.05, <0.04

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホ シネート)	登録 有無 (グルホ シネートP)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ネクタリン	0.1	0.05	○	申	0.05		0.012, <0.012/<0.02(#) 0.02(#)(P)(う め)/<0.02(#)(P)(n=18) (果樹類=うめ、日本な し、西洋なし、りん ご、おうとう、ぶど う、いちじく、キウイ フルーツ及びびわ) (うめ参照)
あんず(アブリコットを含む)	0.3	0.05	○	申	0.05		0.015, <0.012
すもも(ブルーベリーを含む)	0.1	0.05	○	申	0.05		<0.012, 0.053(\$)/<0.02 (#), <0.02(#)(P)
うめ	0.3	0.30	○	申	0.05		<0.03, 0.09/<0.02(#), < 0.02(#)(P)
おうとう(チェリーを含む)	0.3	0.30	○	申	0.05		
いちご	0.5	0.30	○	申	0.1		<0.02, 0.11(\$)
ラズベリー	0.1	0.10		申	0.1		
ブラックベリー	0.1	0.10		申	0.1		
ブルーベリー	0.1	0.10	○	申	0.1		0.02, 0.02
クランベリー	0.1	0.10		申	0.1		
バックルベリー	0.1	0.10		申	0.1		
その他のベリー類果実	0.1	0.10	○	申	0.5		<0.03(#), <0.03(#)(食 用桑(果実))
ぶどう	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.03, <0.03/<0.02(#), 0.02(#)(P)
かき	0.1	0.30	○	申	0.05		<0.02(#), <0.02
バナナ	0.2	0.20		申	0.2		
キウイ	0.2	0.05	申	申	0.05		<0.03(#), 0.04/<0.02(#) , <0.02(#)(P) (果樹類参照)
パパイヤ	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
アボカド	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
パイナップル	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
グアバ	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
マンゴ	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
パッションフルーツ	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
なつめやし	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
その他の果実	0.2	0.50	○	申	0.1		<0.02, 0.03(\$)(いちじ く)/<0.02, <0.02(#)(P)
ひまわりの種子	5	5.0			5		
綿実	4	4				4	
なたね	5	5.0			5	アメリカ	[0.17-3.33(n=29)(米 国)]
ぎんなん	0.1	0.10	○	申	0.1		<0.02(#), <0.02
くり	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.03(#), <0.03(#)
ペカン	0.1	0.10		申	0.1		
アーモンド	0.1	0.10		申	0.1		
くるみ	0.1	0.10		申	0.1		
その他のナッツ類	0.1	0.10		申	0.1		
茶	0.3	0.50	○				0.09(#), <0.03(#)
コーヒー豆		0.05				0.05	オーストラリア
その他のスパイス	0.5	3	○	申			0.17(\$), 0.03(さんしょ う)
その他のハーブ	0.5	0.5	○				<0.12, <0.12(しそ)
牛の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ 推: <0.05
豚の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ (牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋 肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ (牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ 推: 0.09

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (ケルネ ネット)	登録 有無 (ケルネ ネットP)	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
豚の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ	(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ	(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	6	0.1			0.1	6	アメリカ	推: 5.4
豚の肝臓	6	0.1			0.1	6	アメリカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6	0.1			0.1	6	アメリカ	(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	4	0.1			0.1	6	アメリカ	推: 3.0
豚の腎臓	4	0.1			0.1	6	アメリカ	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4	0.1			0.1	6	アメリカ	(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	6	0.1			0.1	6	アメリカ	(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	6	0.1			0.1	6	アメリカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6	0.1			0.1	6	アメリカ	(牛の肝臓参照)
乳	0.02	0.02			0.02	0.15	アメリカ	推: <0.02
鶏の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ	推: <0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ	(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.05	0.2			0.05	0.15	アメリカ	推: <0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.2			0.05	0.15	アメリカ	(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ	推: <0.1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ	(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.5	0.1			0.1	0.6	アメリカ	推: 0.34
その他の家きんの腎臓	0.5	0.1			0.1	0.6	アメリカ	(鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ	(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ	(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ	推: <0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ	(鶏の卵参照)
ひまわり油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05	0.05			0.05			
なたね油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05	0.05			0.05			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$) これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

グルホシネート

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.3
小麦	0.2
大麦	0.5
とうもろこし	0.1
そば	0.3
大豆	2
小豆類(注1)	2
えんどう	3
そら豆	2
らつかせい	0.1
その他の豆類(注2)	3
ばれいしよ	0.2
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2
かんしよ	0.1
やまいも(長いもをいう。)	0.2
こんにやくいも	0.2
てんさい	0.9
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.3
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	0.1
クレソン	0.3
はくさい	0.2
キャベツ	0.2
ブロッコリー	0.2
その他のあぶらな科野菜(注3)	0.2
ごぼう	0.2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2
その他のきく科野菜(注4)	0.5
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	0.2
にんにく	0.3
にら	0.2
アスパラガス	0.2
にんじん	0.1
パセリ	0.7
セロリ	0.2
その他のせり科野菜(注5)	0.3
トマト	0.2
ピーマン	0.2
なす	0.2
その他のなす科野菜(注6)	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.2
しろうり	0.3
すいか	0.1
メロン類果実	0.3
その他のうり科野菜(注7)	0.2
ほうれんそう	0.1
オクラ	0.1
ししょうが	0.3
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.05

※今回残留基準を設定するグルホシネートには、グルホシネートアンモニウム塩及びグルホシネートPが含まれる。穀類、豆類、種実類及びてんさいにあつては、グルホシネートをアンモニウム塩に換算したもの、代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】をグルホシネートアンモニウム塩に換算したもの及び代謝物Z【N-アセチルグルホシネート】をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいう。その他の食品については、グルホシネートをアンモニウム塩に換算したものと代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいう。

(注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

(注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

グルホシネード (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^(注8)	0.3
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 ^(注9)	0.2
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.1
マルメロ	0.1
びわ	0.2
もも	0.2
ネクタリン	0.1
あんず (アブリコットを含む。)	0.3
すもも (プルーンを含む。)	0.1
うめ	0.3
おうとう (チェリーを含む。)	0.3
いちご	0.5
ラズベリー	0.1
ブラックベリー	0.1
ブルーベリー	0.1
クランベリー	0.1
ハックルベリー	0.1
その他のベリー類果実 ^(注10)	0.1
ぶどう	0.2
かき	0.1
バナナ	0.2
キウイ	0.2
パイナップル	0.1
アボカド	0.1
パイナップル	0.1
グアバ	0.1
マンゴ	0.1
パッションフルーツ	0.1
なつめやし	0.1
その他の果実 ^(注11)	0.2
ひまわりの種子	5
綿実	4
なたね	5
ぎんなん	0.1
くり	0.2
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 ^(注12)	0.1
茶	0.3
その他のスパイス ^(注13)	0.5
その他のハーブ ^(注14)	0.5
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注15) の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.4
豚の脂肪	0.4

(注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこと類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注9) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注10) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

(注11) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴ、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注12) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注13) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注14) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にち、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注15) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

グルホシネート(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4
牛の肝臓	6
豚の肝臓	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6
牛の腎臓	4
豚の腎臓	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4
牛の食用部分(注16)	6
豚の食用部分	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6
乳	0.02
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん(注17)の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.5
その他の家きんの腎臓	0.5
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
ひまわり油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05
なたね油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05

(注16)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注17)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※西洋わさび、芽キャベツ、ケール、チンゲンサイ、カリフラワー、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、その他のゆり科野菜、パースニップ及びマッシュルームについては、現行基準が削除される。

クロランスラムメチル(Cloransulam-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	トリアゾロピリミジン環を有する除草剤であり、広葉雑草の防除に用いられる。植物のアセト乳酸合成酵素 (ALS) を阻害することで除草作用を示すものと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	大豆/広葉雑草										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国、カナダにおいて大豆に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.05 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 5 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: クロランスラムメチルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.0	幼小児 (1~6 歳)	0.1	妊婦	0.0	高齢者 (65 歳以上)	0.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.0										
幼小児 (1~6 歳)	0.1										
妊婦	0.0										
高齢者 (65 歳以上)	0.0										
意見聴取の状況	<p>平成 22 年 11 月 2 日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成 22 年 11 月 11 日~12 月 10 日パブリックコメントを実施</p> <p>平成 22 年 11 月 23 日~平成 23 年 1 月 22 日 WTO 通報を実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 クロランスラムメチル

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.02	0.06		0.02	了利カ	【0.007(n=35)(米国)】

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

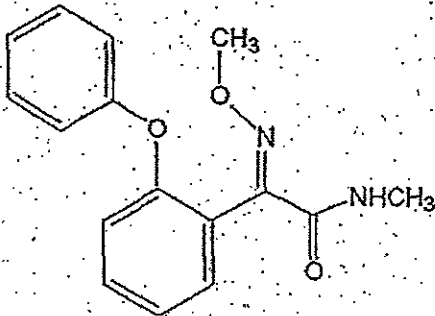
(別紙2)

クロランスラムメダル

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.02



メトミノストロビン (Metominostrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。糸状菌に対しミトコンドリアの電子伝達系を阻害することにより、胞子発芽阻止、胞子発芽以降の宿主への侵入阻止等の作用を示すことが確認されている。										
適用作物/適用雑草等	稲/いもち病、紋枯病等										
我が国の登録状況	稲に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) : 0.016 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.6 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:メトミノストロビンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="564 1424 1401 1680"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>14.1</td> </tr> </tbody> </table> TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	14.2	幼小児 (1~6歳)	24.4	妊婦	11.0	高齢者 (65歳以上)	14.1
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	14.2										
幼小児 (1~6歳)	24.4										
妊婦	11.0										
高齢者 (65歳以上)	14.1										
意見聴取の状況	平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施 平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施 平成22年11月23日~平成23年1月22日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

メトキシプロピル

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.5	0.5	○			0.104,0.053, 0.08,0.12 0.051,0.172
魚介類	0.3		申			推:0.220

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申（案）

（別紙2）

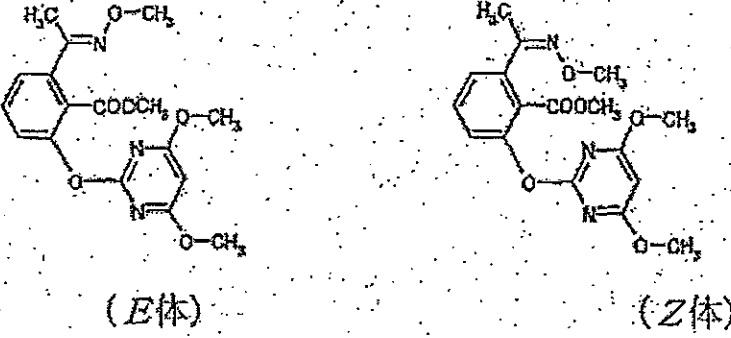
メミノストロビン

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.5
魚介類	0.3

※今回残留基準を設定するメミノストロビンとは、(E)-2-メキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミドのみをいう。



ピリミノバックメチル (Pyriminobac-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式	 <p>(E体) (Z体)</p> <p>原体中組成 E体 : Z体 ≒ 5 : 1</p>										
用途	農薬/除草剤										
作用機構	ピリミジニルカルボキシ系除草剤である。アセト乳酸合成酵素を阻害することにより作用を示すと考えられる。										
適用作物/適用雑草等	移植水稻、直播水稻/ノビエ等										
我が国の登録状況	移植水稻、直播水稻に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) : 0.02 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ピリミノバックメチル (E体とZ体の和) とする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="566 1467 1396 1736"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.9	幼小児 (1~6歳)	1.5	妊婦	0.6	高齢者 (65歳以上)	0.9
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.9										
幼小児 (1~6歳)	1.5										
妊婦	0.6										
高齢者 (65歳以上)	0.9										
意見聴取の状況	平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施 平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施 平成22年11月23日~平成23年1月22日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 ピリミノバックメチル

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01(#)

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申（案）

（別紙2）

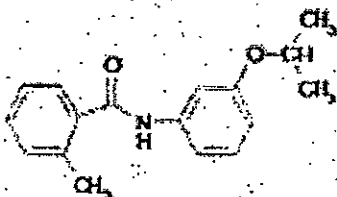
ピリミノバックメチル

※今回残留基準を設定するピリミノバックメチルとは、E体とZ体の和をいう。

食品名	残留基準値
米(玄米をいう。)	ppm 0.05



メプロニル (Mepronil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アミド系殺菌剤である。呼吸系のコハク酸脱水素酵素の阻害により、イネ紋枯病菌など担子菌類に特異的活性を示すものと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	稲/紋枯病等、だいこん/苗立枯病等、なし/赤星病										
我が国の登録状況	稲、だいこん及びなし等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EUにおいていちごに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) : 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口投与) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 : 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: メプロニルとする。										
曝露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1276 1396 1534"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>31.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>59.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>28.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	31.8	幼小児 (1~6 歳)	59.8	妊婦	26.9	高齢者 (65 歳以上)	28.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	31.8										
幼小児 (1~6 歳)	59.8										
妊婦	26.9										
高齢者 (65 歳以上)	28.8										
意見聴取の状況	平成 22 年 11 月 2 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 11 月 11 日~12 月 10 日パブリックコメントを実施 平成 22 年 11 月 23 日~平成 23 年 1 月 22 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	2.0	○			0.78(\$), 0.11, 0.36
小麦	2	2.0	○			0.061, 0.314, 0.986(\$)
大麦	2	2.0	○			0.82(\$), 0.16
ライ麦	2	2.0	○			(小麦、大麦参照)
その他の穀類	2		○			(小麦、大麦参照)
ばれいしよ	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
こんにやくいも	0.1	1.0	○			0.014, 0.017
てんさい	0.2	1.0	○			<0.05, <0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.02	1.0	○			<0.005(#), <0.005(#)
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	1	5.0	○			0.011(#), 0.34(#)(%)
レタス	1	1.0	○			0.46, 0.390
その他のさく科野菜	0.2	1.0	○			0.009(#), 0.039(#)(%) (ふき)
トマト	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
すいか	0.02	2.0	○			<0.004, <0.004
ほうれんそう	0.7	1.0	○			0.244(\$), 0.069
日本なし	1	2.0	○			0.040, 0.347(\$)
西洋なし	1	2.0	○			(日本なし参照)
ぶどう	2	5.0	○			0.66, 0.88
その他のハーブ						
魚介類	2					推:1.3

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申(案)

(別紙2)

メプロニル

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	2
小麦	2
大麦	2
ライ麦	2
その他の穀類 ^{注1)}	2
ばれいしょ	0.02
こんにゃくいも	0.1
てんさい	0.2
だいこん類(根)	0.02
だいこん類(葉)	1
レタス(サラダ菜及びチンヤを含む。)	1
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.2
トマト	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02
ずいか	0.02
ほうれんそう	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
ぶどう	2
魚介類	2

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。



トリネキサパックエチル(Trinexapac-ethyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/植物成長調整剤										
作用機構	シクロヘキサジオン系植物成長調整剤である。成長点でのGA20からGA1への変換過程におけるジベレリン合成を阻害することにより、葉と節間の伸長を阻止するものと考えられている。										
適用作物	小麦、大麦										
我が国の登録状況	食品への国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EUにおいて小麦、大麦等に基準値が設定されている。オーストラリアにおいて陸棲哺乳類の食用部分等に、ニュージーランドにおいて米、小麦等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.0059 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 0.59 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：トリネキサパックエチル及び代謝物Bとする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>53.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>16.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	23.5	幼小児 (1~6歳)	53.2	妊婦	22.7	高齢者 (65歳以上)	16.4
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	23.5										
幼小児 (1~6歳)	53.2										
妊婦	22.7										
高齢者 (65歳以上)	16.4										
意見聴取の状況	<p>平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施</p> <p>平成22年11月23日~平成23年1月22日WTO通報を実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.5				
小麦	0.6	0.02		0.5	EU(代謝物B)	【<0.04,<0.04,0.05,<0.04(EU)】【EUのライ麦参照】
大麦	0.6	0.02		0.5	EU(代謝物B)	【<0.02,0.03,<0.02(EU)】【EUのライ麦参照】
ライ麦	0.6	0.02		0.5	EU(代謝物B)	【0.11(EU)】
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類	0.6	0.02		0.5	EU(代謝物B)	【<0.04,<0.04,<0.04(オー ト麦)(EU)】【EUのライ麦参 照】
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしよ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしよ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレンソウ		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゆんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちや(スカッシュを含む。)		0.02				
しるり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アプリコットを含む)		0.02				
すもも(プルーンを含む)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハuckleベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

注1) 基準値案、基準値現行及び作物残留試験成績等は、トリネキサパックエチル及び代謝物Bをトリネキサパックエチル含量に換算したものの和で示した。

注2) E U基準は代謝物B換算の基準であり、下線をつけて示した。

注3) 基準値案に代謝物B換算の参考基準値を用いた場合は、換算係数1.13を用いてトリネキサパックエチルに換算して示している。

答申(案)

(別紙2)

トリネキサパッケチル

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.6
大麦	0.6
ライ麦	0.6
その他の穀類 ^(注1)	0.6

※今回残留基準を設定するトリネキサパッケチルは、トリネキサパッケチル及び代謝物B【トリネキサパック】をトリネキサパッケチル含量に換算したものの和をいう。

(注1)、「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

※米については、現行基準が削除される。



ゾキサミド (Zoxamide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	べと病及び粉状そうか病等の防除に用いられる殺菌剤である。作用機構はチューブリンのベータサブユニットへの結合による微小管細胞骨格の破壊と、その結果もたらされる核分裂阻害によると考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	ばれいしょ/そうか病、ぶどう/べと病等										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	きゅうり、ぶどう等に国際基準が設定されている。米国及びカナダにおいてぶどう、ばれいしょ等に、韓国において唐辛子（ピーマン、パプリカを含む）に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.48 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 48 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ゾキサミドとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.4	幼小児 (1~6 歳)	1.0	妊婦	0.3	高齢者 (65 歳以上)	0.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.4										
幼小児 (1~6 歳)	1.0										
妊婦	0.3										
高齢者 (65 歳以上)	0.3										
意見聴取の状況	平成 23 年 1 月 14 日に在京大使館への説明を実施 平成 23 年 1 月 27 日～2 月 25 日パブリックコメントを実施 平成 23 年 1 月 31 日～平成 23 年 4 月 1 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
ばれいしよ	0.06	0.06		0.02	0.06	アメリカ	{<0.02(n=44)(#)(米国)}
トマト	2	2		2	2.0	アメリカ	{0.07(#)-0.40(#)(n=18)(米国)}
ピーマン	0.3	0.3			0.3	韓国	{0.17(韓国とうがらし)}
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1		1	1.0	アメリカ	{0.01(#)-0.11(#)(n=7)(米国)}
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	1			1.0	アメリカ	{0.05(#)-0.25(#)(n=6)(米国)}
しろうり	1	1			1.0	アメリカ	{米国きゅうり・かぼちゃ・メロン類参照}
すいか	1	1			1.0	アメリカ	{米国きゅうり・かぼちゃ・メロン類参照}
メロン類果実	1	1			1.0	アメリカ	{0.04-0.61(#)(n=7)(米国)}
まくわうり	1	1			1.0	アメリカ	{米国きゅうり・かぼちゃ・メロン類参照}
その他のうり科野菜	1	1			1.0	アメリカ	{米国きゅうり・かぼちゃ・メロン類参照}
その他の野菜		0.06					
ぶどう	5	3		5	3.0	アメリカ	{0.12-4.34(n=29)(#)(米国)}
その他のスパイス		0.06					
その他のハーブ		0.06					
干しぶどう	15			15			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

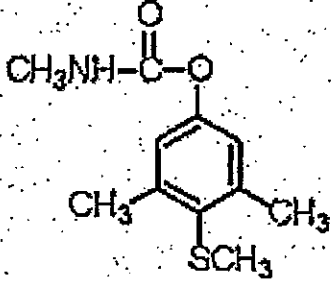
ノキサミド

食品名	残留基準値
	ppm
ばれいしょ	0.06
トマト	2
ピーマン	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	1
しろり	1
すいか	1
メロン類果実	1
まくわり	1
その他のうり科野菜(注)	1
ぶどう	5
干しぶどう	15

(注)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。



メチオカルブ (Methiocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	カーバメイト系殺虫剤である。コリンエステラーゼ阻害作用により神経の異常興奮を起こさせて、カタツムリ、ナメクジ等に殺虫活性を示す。										
適用作物	オレンジ										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準はとうもろこし、ギャベツ等に設定されている。 オーストラリアにおいて野菜類、柑橘類果実等に、EUにおいてクレンソ、レモン等に残留基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性 (イヌ・混餌) 無毒性量 2.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メチオカルブ、代謝物D及び代謝物Hとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1433 1396 1691"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>5.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	6.0	幼小児 (1~6 歳)	11.7	妊婦	5.6	高齢者 (65 歳以上)	5.4
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	6.0										
幼小児 (1~6 歳)	11.7										
妊婦	5.6										
高齢者 (65 歳以上)	5.4										
意見聴取の状況	平成 23 年 1 月 14 日に在京大使館への説明を実施 平成 23 年 1 月 27 日~2 月 25 日パブリックコメントを実施 今後WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05				
小麦	0.05	0.05		0.05		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05				
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
そば	0.05	0.05				
その他の穀類	0.05	0.05				
大豆	0.05	0.05				
小豆類	0.05	0.05				
えんどう	0.1	0.05		0.1		
そら豆	0.05	0.05				
ちっかせい	0.05	0.05				
その他の豆類	0.1	0.05		0.1		
ばれいしょ	0.05	0.05		0.05		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05				
かんしょ	0.05	0.05				
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05				
こんにやくいも	0.05	0.05				
その他のいも類	0.05	0.05				
てんさい	0.05	0.05		0.05		
さとうきび	0.05	0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05	0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.05	0.05				
かぶ類の根	0.05	0.05				
かぶ類の葉	0.05	0.05				
西洋わさび	0.05	0.05				
クレソン	0.05	0.05				
はくさい	0.05	0.05				
キャベツ	0.1	0.1		0.1		
芽キャベツ	0.1	0.1		0.05		
ケール	0.05	0.05				
こまつな	0.05	0.05				
きょうな	0.05	0.05				
チンゲンサイ	0.05	0.05				
カリフラワー	0.1	0.1		0.1		
ブロッコリー	0.1	0.1		0.1		
その他のあぶらな科野菜	0.05	0.05				
ごぼう	0.05	0.05				
サルシフィー	0.05	0.05				
アーティチョーク	0.05	0.05		0.05		
チコリ	0.05	0.05				
エンダイブ	0.05	0.05				
しゅんぎく	0.05	0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1	0.1		0.05		
その他のきく科野菜	0.05	0.05				
たまねぎ	0.5	0.05		0.5		
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.05		0.5		
にんにく	0.05	0.05				
にら	0.05	0.05				
アスパラガス	0.05	0.05				
わけぎ	0.05	0.05				
その他のゆり科野菜	0.05	0.05				
にんじん	0.05	0.05				
パースニップ	0.05	0.05				
パセリ	0.05	0.05				
セロリ	0.05	0.05				
みつば	0.05	0.05				
その他のせり科野菜	0.05	0.05				
トマト	0.05	0.05				
ピーマン	2	0.05		2		
なす	0.05	0.05				
その他のなす科野菜	0.05	0.05				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05	0.05				
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05	0.05				
しろり	0.05	0.05				
ずいか	0.05	0.05				
メロン類果実	0.05	0.05		0.2		
まくわうり	0.05	0.05				
その他のうり科野菜	0.05	0.05				
ほうれんそう	0.05	0.05				
たけのこ	0.05	0.05				
オクラ	0.05	0.05				
しょうが	0.05	0.05				
未成熟えんどう	0.1	0.05		0.1		
未成熟いんげん	0.05	0.05				
えだまめ	0.05	0.05				
マッシュルーム	0.05	0.05				
しいたけ	0.05	0.05				
その他のきのこ類	0.05	0.05				
その他の野菜	0.1	0.05		0.1		
みかん						
なつみかんの果実全体	0.05	0.05				
レモン	0.05	0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.05	0.05				
グレープフルーツ	0.05	0.05				
ライム	0.05	0.05				
その他のかんきつ類果実	0.05	0.05				
りんご	0.05	0.05				
日本なし	0.05	0.05				
西洋なし	0.05	0.05				
マルメロ	0.05	0.05				
びわ	0.05	0.05				
もも	3	3.0				
ネクタリン	0.05	0.05				
あんず(アプリコットを含む)	0.05	0.05				
すもも(プルーンを含む)	0.05	0.05				
うめ	0.05	0.05				
おうとう(チェリーを含む)	0.05	0.05				
いちご	1	0.05		1		
ラズベリー	0.05	0.05				
ブラックベリー	0.05	0.05				
ブルーベリー	0.05	0.05				
クランベリー	0.05	0.05				
ハuckleベリー	0.05	0.05				
その他のベリー類果実	0.05	0.05				
ぶどう	0.1	0.1				
かき	0.05	0.05				
バナナ	0.05	0.05				
キウイ	0.05	0.05				
パパイヤ	0.05	0.05				
アボカド	0.05	0.05				
パイナップル	0.05	0.05				
グアバ	0.05	0.05				
マンゴー	0.05	0.05				
パッションフルーツ	0.05	0.05				
なつめやし	0.05	0.05				
その他の果実	0.05	0.05				
ひまわりの種子	0.05			0.05		
なたね	0.05	0.05		0.05		
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05		
その他のスパイス						
その他のハーブ						

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

メチオカルブ

食品名	基準値 案 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 ^(注1)	0.05
大豆	0.05
小豆類 ^(注2)	0.05
えんどう	0.1
そら豆	0.05
らっかせい	0.05
その他の豆類 ^(注3)	0.1
ばれいしよ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしよ	0.05
やまいも(長いものをいう。)	0.05
こんにやくいも	0.05
その他のいも類 ^(注4)	0.05
てんさい	0.05
さとうきび	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.05
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	0.05
西洋わさび	0.05
クレンソウ	0.05
はくさい	0.05
キャベツ	0.1
芽キャベツ	0.1
ケール	0.05
こまつな	0.05
きょうな	0.05
チンゲンサイ	0.05
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	0.1
その他のあぶらな科野菜 ^(注5)	0.05
ごぼう	0.05
サルシフィー	0.05
アーティチョーク	0.05
チコリ	0.05
エンダイブ	0.05
しゆんぎく	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1
その他のきく科野菜 ^(注6)	0.05
たまねぎ	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	0.5
にんにく	0.05
にら	0.05
アスパラガス	0.05
わけぎ	0.05
その他のゆり科野菜 ^(注7)	0.05
にんじん	0.05
パースニップ	0.05
パセリ	0.05
セロリ	0.05

※今回残留基準を設定するメチオカルブとは、メチオカルブ、代謝物D[メチルスルフィニル]をメチオカルブに換算したものと及び代謝物E[メチルスルホニル]をメチオカルブに換算したものの和をいうこと。

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスベイス以外のものをいう。

(注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

(注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレンソウ、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

メチオカルブ(つづき)

食品名	基準値 案 ppm
みつば	0.05
その他のせり科野菜 ^(注8)	0.05
トマト	0.05
ピーマン	2
なす	0.05
その他のなす科野菜 ^(注9)	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05
しろうり	0.05
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
まくわうり	0.05
その他のうり科野菜 ^(注10)	0.05
ほうれんそう	0.05
たけのこ	0.05
オクラ	0.05
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.1
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.05
マッシュルーム	0.05
しいたけ	0.05
その他のきのこ類 ^(注11)	0.05
その他の野菜 ^(注12)	0.1
なつみかんの果実全体	0.05
レモン	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.05
グレープフルーツ	0.05
ライム	0.05
その他のかんきつ類果実 ^(注13)	0.05
りんご	0.05
日本なし	0.05
西洋なし	0.05
マルメロ	0.05
びわ	0.05
もも	3
ネクタリン	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	0.05
すもも(プルーンを含む。)	0.05
うめ	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	0.05
いちご	1
ラズベリー	0.05
ブラックベリー	0.05
ブルーベリー	0.05
クランベリー	0.05
ハックルベリー	0.05
その他のベリー類果実 ^(注14)	0.05
ぶどう	0.1
かき	0.05
バナナ	0.05
キウイ	0.05
パパイヤ	0.05
アボカド	0.05
パイナップル	0.05

(注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びびなす以外のものをいう。

(注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

(注12)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、さく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注13)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注14)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

メチオカルブ(つづき)

食品名	基準値 案 ppm
グアバ	0.05
マンゴー	0.05
パッションフルーツ	0.05
なつめやし	0.05
その他の果実 ^(注15)	0.05
ひまわりの種子	0.05
なたね	0.05
その他のナッツ類 ^(注16)	0.05

(注15)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスピイス以外のものをいう。

(注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ごんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

トリフルスルフロンメチル(Triflusuifuron-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。分岐鎖アミノ酸の生合成に関与する植物に特有のアセトラクテート合成酵素 (ALS) の働きを阻害することにより、植物の生育を阻止すると考えられている。										
適用作物/適用雑草	てんさい、チコリ/多年生広葉雑草										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においててんさい(根及び葉)及びチコリに、カナダにおいててんさいに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.44 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: トリフルスルフロンメチルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.1	幼小児 (1~6 歳)	0.2	妊婦	0.1	高齢者 (65 歳以上)	0.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児 (1~6 歳)	0.2										
妊婦	0.1										
高齢者 (65 歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成 23 年 1 月 14 日に在京大使館への説明を実施 平成 23 年 1 月 27 日~2 月 25 日パブリックコメントを実施 平成 23 年 1 月 31 日~平成 23 年 4 月 1 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
てんさい	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.02-0.05(n=14)(米国)】
その他のぎく科野菜	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.02(n=4)(米国チコリ(根))】
その他の野菜	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.02-0.033(n=14) (米国てんさい(葉))】
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

トリフルスルブロンメチル

食品名	残留基準値 ppm
てんさい	0.05
その他のきく科野菜 ^(注1)	0.05
その他の野菜 ^(注2)	0.05

(注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、じゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。



ミクロブタニル (Myclobutanil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。菌類の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより菌類の生育を阻害すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	いちじく/さび病、おうとう/灰星病等										
我が国の登録状況	いちじく、おうとう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	ぶどう、仁果類等に国際基準が設定されている。米国においてりんご、ぶどう等に、カナダにおいてりんご、ぶどう等に、EUにおいてぶどう、うり類等に、オーストラリア及びニュージーランドにおいてぶどう、仁果類に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.49 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ミクロブタニルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>38.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>75.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>34.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>39.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	38.6	幼小児 (1~6歳)	75.9	妊婦	34.3	高齢者 (65歳以上)	39.7
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	38.6										
幼小児 (1~6歳)	75.9										
妊婦	34.3										
高齢者 (65歳以上)	39.7										
意見聴取の状況	平成23年1月14日に在京大使館への説明を実施 平成23年1月27日~2月25日パブリックコメントを実施 今後WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.03				
小麦	0.3	0.3				
大麦	0.5	0.5				
ライ麦		0.03				
とうもろこし		0.03				
そば		0.03				
その他の穀類		0.03				
大豆		0.05				
小豆類 (いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)		0.03				
えんどう		0.03				
そら豆		0.03				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.03				
ばれいしよ		0.03				
さといも類 (やつがしらを含む。)		0.03				
かんしよ		0.03				
やまいも (長いもをいう。)		0.03				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.03				
てんさい		0.04				
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根		0.03				
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉		0.03				
かぶ類の根		0.03				
かぶ類の葉		0.03				
西洋わさび		0.03				
クレソン		0.03				
はくさい	1	1.0				
キャベツ		0.03				
芽キャベツ		0.03				
ケール		0.03				
こまつな		0.03				
きょうな		0.03				
チンゲンサイ	1	1.0				
カリフラワー		0.03				
ブロッコリー		0.03				
その他のあぶらな科野菜	1	1.0				
ごぼう	1	1.0				
サルシフィー	1	1.0				
アーティチョーク	1	1.0				
チコリ	1	1.0				
エンダイブ	1	1.0				
しゅんぎく	1	1.0				
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	9	0.03			9.0 アメリカ	[0.20~3.95(♯) (n=7) (米国)]
その他のきく科野菜	1	1.0	○			0.48/0.46(♯) (食用菊) 0.35, 0.375 (♯) (き)
たまねぎ	1	1.0				
ねぎ (リーキを含む。)	1	1.0	○			
にんにく	1	1.0	○			
にら	1	1.0				
アスパラガス	1	1.0				
わけぎ	1	1.0	○			
その他のゆり科野菜	1	1.0	○			
にんじん	1	1.0				
パースニップ	1	1.0				
パセリ	9	0.03			9.0 アメリカ	[米国レタス参照]
セロリ		0.03				
みつば	1	1.0				
その他のせり科野菜	1	1.0				
トマト	1	1.0	○	0.3		
ピーマン	1	1.0	○			
なす	1	1.0	○			
その他のなす科野菜	1	1.0	○			0.22, 0.25(ししとう) 0.35, 0.40(とうがらし)
きゅうり (ガーキンを含む。)	1	1.0	○			

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちや (スカッシュを含む。)	1	1.0	○			
しろうり	1	1.0				
すいか	1	1.0	○			
メロン類果実	1	1.0	○			
まくわうり	1	1.0				
その他のうり科野菜	1	1.0				
ほうれんそう	1	1.0				
たけのこ	1	1.0				
オクラ	1	1.0				
しょうが		0.03				
未成熟えんどう	1	1.0	○			
未成熟いんげん	1	1.0				
えだまめ	1	1.0				
マッシュルーム		0.02				
じいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜	1	1.0	○			0.32, 0.08 (未成熟さきげ) 0.16, 0.50 (食用金魚草)
みかん		3				
なつみかんの果実全体		3				
レモン		3				
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)		3				
グレープフルーツ		3				
ライム		3				
その他のかんきつ類果実		3				
りんご	0.5	5.0	○	0.5		
日本なし	0.7	1.0	○	0.5		0.03 (#), 0.14 (#) / 0.08 (#), 0.34 (#) (\$)
西洋なし	0.7	1.0	○	0.5		【日本なし参照】
マルメロ	0.5	1.0		0.5		
びわ	1	1.0		0.5		
もも	1	1.0	○	2		
ネクタリン	2	1.0		2		
あんず (アプリコットを含む。)	2	1.0		2		
すもも (プルーンを含む。)	0.2	1.0		0.2		
うめ	2	1.0		2		
おうとう (チェリーを含む。)	2	4.0	○	2		
いちご	1	1.0	○	1		
ラズベリー	1	1.0				
ブラックベリー	1	1.0				
ブルーベリー	1	1.0				
クランベリー	1	1.0				
ハuckleベリー	1	1.0				
その他のベリー類果実	0.5	1.0		0.5		
ぶどう	1	1.0		1		
かき	1	1.0	○			
バナナ	2	2.0		2		
キウイ	1	1.0				
パパイヤ	1	1.0				
アボガド	1	1.0				
パイナップル	1	1.0				
グアバ	1	1.0				
マンゴー	1	1.0				
パッションフルーツ	1	1.0				
なつめやし	1	1.0				
その他の果実	1	1.0	○			
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実	0.02	0.04		0.02	アメリカ	【<0.01 (#) (n=1) (米国)】
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぎんなん		0.05				【<0.0032~ 0.0057(n=6)(米国)】
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド	0.02	0.08			0.1 アメリカ	
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶	20	20	○			【1.34~5.62(n=3)(米国)】
ホップ	10	2		2	10 アメリカ	
その他のスパイス		3				
その他のハーブ	1	1	○			<0.05, 0.33(あさつき) 0.4, 0.4(しその葉) 0.16, 0.36(しその花穂)
牛の筋肉	0.03	0.01		0.01	0.1 アメリカ	推: 0.023 【牛の筋肉参照】
豚の筋肉	0.03	0.05				【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.05			0.1 アメリカ	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.02	0.05			0.05 アメリカ	推: 0.020 【牛の脂肪参照】
豚の脂肪	0.02	0.04				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.05			0.05 アメリカ	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.4	0.01			1.0 アメリカ	推: 0.39 【牛の肝臓参照】
豚の肝臓	0.4	0.4				【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4	0.4			1.0 アメリカ	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.07	0.01			0.2 アメリカ	推: 0.068 【牛の腎臓参照】
豚の腎臓	0.07	0.09				【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.09			0.2 アメリカ	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.4	0.01		0.01	0.2 アメリカ	【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.4	0.09				【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	0.09			0.2 アメリカ	【牛の肝臓参照】
乳	0.09	0.01		0.01	0.2 アメリカ	推: 0.083
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.01	0.02		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002
その他の家きんの脂肪	0.01	0.02		0.01	0.02 アメリカ	【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	【鶏の食用部分参照】
鶏の卵	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: 0.0042
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	【鶏の卵参照】

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
本基準（暫定基準以外の基準）を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$) これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

マイクロタニル

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.3
大麦	0.5
はくさい	1
チンゲンサイ	1
その他のあぶらな科野菜 ^(注1)	1
ごぼう	1
サルシフィー	1
アーティチョーク	1
チコリ	1
エンダイブ	1
しゅんぎく	1
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	9
その他のきく科野菜 ^(注2)	1
たまねぎ	1
ねぎ (リーキを含む。)	1
にんにく	1
にら	1
アスパラガス	1
わけぎ	1
その他のゆり科野菜 ^(注3)	1
にんじん	1
パースニップ	1
パセリ	9
みつば	1
その他のせり科野菜 ^(注4)	1
トマト	1
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜 ^(注5)	1
きゅうり (ガーキンを含む。)	1
かぼちや (スカッシュを含む。)	1
しろうり	1
すいか	1
メロン類果実	1
まくわうり	1
その他のうり科野菜 ^(注6)	1
ほうれんそう	1
たけのこ	1
オクラ	1
未成熟えんどう	1
未成熟いんげん	1
えだまめ	1
その他の野菜 ^(注7)	1
りんご	0.5
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.5
びわ	1
もも	1
ネクタリン	2
あんず (アプリコットを含む。)	2
すもも (ブルーベリーを含む。)	0.2
うめ	2
おうとう (チェリーを含む。)	2
いちご	1
ラズベリー	1

(注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注4) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注5) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注6) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

マイクロブタニル（つづき）

食品名	残留基準値 DDM
ブラックベリー	1
ブルーベリー	1
クランベリー	1
ハックルベリー	1
その他のベリー類果実 ^(注8)	0.5
ぶどう	1
かき	1
バナナ	2
キウイ	1
パパイヤ	1
アボカド	1
パイナップル	1
グアバ	1
マンゴー	1
パッションフルーツ	1
なつめやし	1
その他の果実 ^(注9)	1
綿実	0.02
アーモンド	0.02
茶	20
ポップ	10
その他のハーブ ^(注10)	1
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注11) の筋肉	0.03
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.4
豚の肝臓	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4
牛の腎臓	0.07
豚の腎臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07
牛の食用部分 ^(注12)	0.4
豚の食用部分	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4
乳	0.09
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^(注13) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

(注8) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びブイス以外のものをいう。

(注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、バセリの茎、バセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注12) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注13) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

クロルスロン(Clorsulon)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの
構造式	
適用動物/用途	牛/寄生虫駆除剤
作用機構	ベンゼンスルホンアミド系に属する寄生虫駆除剤である。寄生虫の主要なエネルギー源である解糖系に関わる酵素を阻害することによりその作用を示す。
我が国の承認状況	承認されていない。
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国、EU 及び豪州において基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>クロルスロンは、Ames 試験において、陰性の結果を与えることから、DNA との反応性は乏しいと考えられる。しかし、<i>in vivo</i> のマウスの小核試験及び染色体異常試験の一部に陽性の結果が得られており、高用量では小核及び染色体異常を誘発する可能性もあると考えられる。一方、<i>in vitro</i> での染色体異常試験が実施されていないため、クロルスロンが <i>in vivo</i> での小核及び染色体異常を誘発するとしても、それがどのような機構によるものかは明確ではなく、小核及び染色体異常の誘発に閾値が存在するかどうか不明である。したがって、クロルスロンは、生体にとって問題となる遺伝毒性を示さないと判断することはできないと考えられる。</p> <p>また、ラットの発がん性試験は、亜急性毒性試験で膀胱の過形成がみられた用量及び遺伝毒性試験で陽性の結果が得られた用量に比較して低い用量で実施されているため、発がん性を明確に否定することはできないと考えられる。</p> <p>以上のことから、現時点で得られている知見からは、クロルスロンの遺伝毒性及び発がん性について結論を導くことは困難であるため、クロルスロンにADIを設定することは適当ではない。</p>
基準値案	別紙のとおり、食品安全委員会における評価結果を踏まえ、クロルスロンは食品に含有されるものであってはならないものとする。 残留の規制対象物質:クロルスロン
意見聴取の状況	平成 22 年 9 月 28 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 11 月 1 日～12 月 31 日 WTO 通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定
答申案	食品に含有されるものであってはならないとする食品規格を設定することが適当である。

クロルスロン

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	米国 ppm	豪州 ppm	EU ppm
牛の筋肉		0.08	0.1	0.1	0.035
豚の筋肉		0.02			
その他の陸棲哺乳類*1に属する動物の筋肉		0.02			
牛の脂肪		0.08			
豚の脂肪		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02			
牛の肝臓		0.1		0.1	0.1
豚の肝臓		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.02			
牛の腎臓		0.4	1	0.1	0.2
豚の腎臓		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.02			
牛の食用部分*2		0.1		0.1	
豚の食用部分		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02			
乳		2		1.5	
鶏の筋肉		0.02			
その他の家きん*3の筋肉		0.02			
鶏の脂肪		0.02			
その他の家きんの脂肪		0.02			
鶏の肝臓		0.02			
その他の家きんの肝臓		0.02			
鶏の腎臓		0.02			
その他の家きんの腎臓		0.02			
鶏の食用部分		0.02			
その他の家きんの食用部分		0.02			
鶏の卵		0.02			
その他の家きんの卵		0.02			
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.02			

魚介類（うなぎ目魚類に限る。）		0.02			
魚介類（すずき目魚類に限る。）		0.02			
魚介類（その他の魚類*4に限る。）		0.02			
魚介類（貝類に限る。）		0.02			
魚介類（甲殻類に限る。）		0.02			
その他の魚介類*5		0.02			
はちみつ		0.02			

平成17年11月29日厚生労働省告示499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

*1：その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。

*2：食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

*3：その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

*4：その他の魚類とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

*5：その他の魚介類とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。



エフロトマイシン(Efrotomycin)

審議の対象	飼料添加物の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式	<p> エフロトマイシン A₁ (E isomer) エフロトマイシン A₂ (Z isomer) エフロトマイシン B (立体異性体 B₁ 及び B₂ の混合物) </p>										
適用動物/用途	豚/飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進										
作用機構	<i>Nocardia lactamdurans</i> の培養液から発見された <i>N</i> -メチルヒドロキシピリドングリコシド系抗生物質である。細菌のリボソームにおけるタンパク質合成時において、伸張因子(EF-Tu)に結合することによりタンパク質合成を阻害し、抗菌作用を示す。										
我が国の承認状況	飼料添加物として指定されている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0018mg/kg 体重/日(微生物学的ADIとして)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: エフロトマイシン A ₁										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">2.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI(%)	国民平均	1.1	幼小児(1~6歳)	2.5	妊婦	1.2	高齢者(65歳以上)	1.1
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	1.1										
幼小児(1~6歳)	2.5										
妊婦	1.2										
高齢者(65歳以上)	1.1										
答申案	別紙2のとおり。										

エフロマイシン

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	飼安法 ppm
豚の筋肉	0.03	0.03	0.03
豚の脂肪	0.03	0.03	0.03
豚の肝臓	0.03	0.03	0.03
豚の腎臓	0.03	0.03	0.03
豚の食用部分*	0.03	0.03	0.03

平成17年11月29日厚生労働省告示499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

*:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申(案)

エフロトマイシン

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.03
豚の脂肪	0.03
豚の肝臓	0.03
豚の腎臓	0.03
豚の食用部分*	0.03

* : 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。



セファレキシン (Cefalexin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式											
適用動物/用途	牛、豚、羊/セファレキシン感受性菌感染症及び乳房炎の治療										
作用機構	グラム陽性菌及びグラム陰性菌の両方に活性のある広域抗菌スペクトルを持つ第一世代セファロスポリン系抗生物質である。感受性菌の細胞壁にある一つ又は複数のペニシリン結合タンパク質と結合することによって細胞壁の合成を阻害する。										
我が国の承認状況	イヌ用の動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EUにおいて残留基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.06mg/kg 体重/日(微生物学的ADIとして)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:セファレキシン										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.1	幼小児(1~6歳)	0.3	妊婦	0.1	高齢者(65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.1										
幼小児(1~6歳)	0.3										
妊婦	0.1										
高齢者(65歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成23年1月14日に在京大使館への説明を実施 平成23年1月27日~2月25日パブリックコメントを実施 平成23年1月31日~4月1日WTO 通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

セファレキシン

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	EU ppm
牛の筋肉	0.06	0.2	0.2
牛の脂肪	0.06	0.2	0.2
牛の肝臓	0.06	0.2	0.2
牛の腎臓	0.06	1	1
牛の食用部分*1、*2	0.06	0.2	
乳	0.01	0.1	0.1

平成17年11月29日厚生労働省告示499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

*1:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

*2:食用部分については、腎臓の値を参照した。

答申(案)

セファレキシム

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.06
牛の脂肪	0.06
牛の肝臓	0.06
牛の腎臓	0.06
牛の食用部分*	0.06
乳	0.01

*:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。



平成22年11月30日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

食品規格部会長 大前 和幸

食品衛生分科会規定第8条第3項に規定する食品規格部会
における決定事項の報告について

平成22年7月23日付け厚生労働省発食安第0723第8号をもって諮問された食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づく即席めん類の規格基準の改正について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめるとともに、下記のとおり議決し、食品衛生分科会規定第8条第1項の規定により当部会の議決をもって食品衛生分科会の議決としたので、同条第3項の規定に基づき報告する。

記

即席めん類の成分規格に規定する酸価及び過氧化物価の測定法については、削除することが適当である。

即席めん類の規格基準の一部改正について

1. 経 緯

酸価及び過酸化物価は、食品に含まれる油脂の変敗による衛生上の危害発生の防止の観点から、油脂の劣化の指標として用いられている。酸価は、油脂の古さ、使用歴等を示す指標であり、「油脂 1 g 中に含まれる遊離脂肪酸を中和するのに必要な水酸化カリウム量の mg 数」で表され、また、過酸化物価は、油脂の酸化変質の過程で生成する過酸化物の量を示す指標であり、「油脂 1 kg 中の過酸化物によりヨウ化カリウムから遊離されるヨウ素量の mg 数」で表される。

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）において、即席めん類（めんを油脂で処理したものに限る。）の成分規格として「めんに含まれる油脂の酸価が 3 を超え、又は過酸化物価が 30 を超えるものであってはならない」と規定されているとともに、酸価及び過酸化物価の測定法がそれぞれ定められている。また、「菓子の製造・取扱いに関する衛生上の指導について」（昭和 52 年 11 月 16 日環食第 248 号）等においても、酸価及び過酸化物価の基準が示されており、告示に定められた測定法（以下「現行法」という。）が準用されている。

現行法は、有害試薬である精製エーテル及びクロロホルムを使用するものであることから、平成 22 年 7 月、これら試薬の使用を低減し、又は他の試薬で代替した測定法（以下「改良法」という。別紙）に変更することについて、厚生労働省から薬事・食品衛生審議会に対して諮問がなされた。

2. 主な審議内容

- 試料の調製において使用する精製エーテル（ジエチルエーテル）は、引火性が高いことから、これを石油エーテルに代替することは差し支えない。ただし、石油エーテル中には *n*-ヘキサンが含まれているため、作業者の健康保護の観点から、関係法令に基づく適切な管理下での取扱いが必要である。
- 過酸化物価測定法において使用するクロロホルムは、環境及び人体への有害性が高いことから、これをイソオクタンに代替することは差し支えない。
- 即席めん類、菓子等から抽出した油脂試料の酸価及び過酸化物価測定の結果より、改良法は、現行法と同等の測定精度を有するものと認められる。
- 分析技術の進歩に迅速に対応し、適宜測定法の修正を行うことを可能とするため、現行法を告示から削除し、改良法を通知により示すことは差し支えない。

3. 食品健康影響評価

即席めん類の酸価・過酸化値測定法を告示から削除することについては、平成 22 年 11 月 15 日付け厚生労働省発食安 1115 第 1 号により食品安全委員会あてに、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか照会したところ、同年 11 月 18 日付けで、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる旨回答されている。

4. 審議結果

以上より、即席めん類の酸価・過酸化値測定法については、現行法を改良法に改めるとともに、告示から削除し通知により示すことが適当である。

<参考> 即席めん類（めんを油脂で処理したものに限る。）の成分規格

改正案	現 行
即席めん類は、めんに含まれる油脂の酸価が 3 を超え、又は過酸化値が 30 を超えるものであってはならない。	即席めん類は、めんに含まれる油脂の酸価が 3 を超え、又は過酸化値が 30 を超えるものであってはならない。 <u>この場合の酸価及び過酸化値の測定法は、次のとおりとする。</u> <u>1. 試薬・試液（略）</u> <u>2. 試料の調製（略）</u> <u>3. 酸価の測定法（略）</u> <u>4. 過酸化値の測定法（略）</u>

(参 考)

○ 審議経過等

- 平成 22 年 7 月 23 日 厚生労働大臣より薬事・食品衛生審議会に対し即席めん類の規格基準の改正について諮問
- 平成 22 年 7 月 29 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議
- 平成 22 年 11 月 15 日 厚生労働大臣より食品安全委員会委員長に対し食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するか照会
- 平成 22 年 11 月 18 日 食品安全委員会委員長より厚生労働大臣に対し食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する旨回答

○ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会委員（◎は部会長）

- 明石 真言 独立行政法人放射線医療総合研究所緊急被ばく医療研究センター長
- 浅見 真理 国立保健医療科学院水道工学部水質管理室長
- 五十君 静信 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第一室長
- 石田 裕美 女子栄養大学栄養学部実践栄養学科教授
- 井上 達 独立行政法人医薬品医療機器総合機構新薬審査第一部テクニカルエキスパート

◎ 大前 和幸

- 慶應義塾大学医学部教授
- 香山不二雄 自治医科大学医学部薬理学講座環境毒性学部門教授
- 小西 良子 国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
- 小沼 博隆 東海大学海洋学部水産学科教授
- 阪口 雅弘 麻布大学獣医学部獣医学科教授
- 寺嶋 淳 国立感染症研究所細菌第一部第一室長
- 長野 哲雄 東京大学大学院薬学系研究科長・薬学部長
- 松田りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
- 山内 明子 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長

(別紙)

即席めん類の酸価及び過酸化物価測定法

1. 試薬・試液

次に示すもの以外は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2添加物の部 C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。

(1) 酸価の測定

エタノール・エーテル混液¹⁾ 99.5 vol%エタノールとジエチルエーテルを1:2の割合で混合する。

0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液²⁾ 水酸化カリウム 7.0 g を水 5 mL に溶解し、95 vol%エタノールを加えて1,000 mL とする。

(2) 過酸化物価の測定

イソオクタン・酢酸混液 イソオクタン (2,2,4-トリメチルペンタン) と氷酢酸を2:3の割合で混合する。

飽和ヨウ化カリウム溶液 新しく煮沸し室温まで放冷した水に、過飽和となる量のヨウ化カリウムを溶解させる。用時調製の上、遮光容器に保存する。

デンプン溶液 デンプン³⁾ 1 g に少量の水を加え、均一なペースト状になるようかき混ぜる。かき混ぜながら熱水 100 mL を加え、沸騰させないように注意しながら透明になるまでかき混ぜつつ加温する。冷却後、ろ紙でろ過した後に冷暗所に保存する。

0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液⁴⁾ 市販の 0.1 mol/L チオ硫酸ナトリウム標準液を水で正確に 10 倍希釈する。用時調製する。

2. 試料の調製

めんを粉碎し、8メッシュのふるいを通し 10メッシュのふるいを通さない大きさのものを選別し、これを分取後、十分に混合し試料とする。

試料の必要量⁵⁾を量り採り、共栓フラスコに移し、石油エーテルを 160 mL 加える。十分に振り混ぜた後、室温・暗所の条件下で穏やかに 2 時間振とうする。その後、固形物を除くためろ紙を用いてろ過する。石油エーテル 80 mL を加え残渣を洗い、先のろ液にあわせる。ろ液全量を分液ロートに移し、その約 2 分の 1 容量の水を加えてよく振り混ぜ、水層を分離後捨てる。この操作を 2 回繰り返した後、石油エーテル層を分取する。分取した石油エーテル層を適量の無水硫酸ナトリウムを用いて脱水する。その後、40°C 以下の条件下で加温しながら減圧濃縮する。窒素を通じながら石油エーテルを十分に除去し、得られた残留物を油脂試料とする。

3. 酸価の測定法

油脂試料 10 g を共栓フラスコに精密に量り採り、エタノール・エーテル混液 100 mL を加えて溶解する。これに、数滴のフェノールフタレイン試液を指示薬として加え、30 秒間持続する淡紅色を呈するまで 0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液で滴定する。

酸価は、滴定に要した 0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液の液量から、下式により算出する。

$$\text{酸価} = a \times F \times 5.611 / \text{油脂試料量 (g)}$$

a : 0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液の量 (mL)

F : 0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液の力価⁶⁾

4. 過酸化物価の測定法

油脂試料 5 g を共栓フラスコに精密に量り採り、イソオクタン・酢酸混液 35 mL を加えて溶解する。溶解液が均一にならない場合には、イソオクタン・酢酸混液を適宜加える。次いでフラスコ内の空気を窒素で置換した上で、窒素を通じながら飽和ヨウ化カリウム溶液 1 mL を加え、直ちに共栓をして 1 分間振り混ぜた後、室温・暗所の条件下で 5 分間静置する。これに水 75 mL を加え、激しく振り混ぜた後、デンプン溶液 1 mL を加え、これを指示薬として 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液により滴定する。滴定は十分に攪拌しながら行い⁷⁾、デンプンによる青色の消失時を終点とする。試験溶液とは別にブランク試験（油脂試料を用いない空試験）を実施し、測定値の補正を行う。

過酸化物価は、滴定に要した 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液の液量から、下式により算出する。

$$\text{過酸化物価} = (a-b) \times F \times 10 / \text{油脂試料量 (g)}$$

a : 検体試験区の滴定に要した 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液の量 (mL)

b : ブランク試験区の滴定に要した 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液の量 (mL)

F : 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウムの力価⁶⁾

<注解>

- 1) フェノールフタレイン試液を指示薬として、中性であることを確認した上で用いる。
- 2) 滴定の精度に影響を与えない濃度とする。また、市販品を用いることも可能である。
- 3) 重合度が適切で安定しており、鋭敏に終点を視認可能な分析用試薬を用いる。
- 4) 滴定の精度に影響を与えない濃度とする。
- 5) 酸価及び過酸化物価の測定に供する油脂試料の必要量を抽出可能な試料量とする。ここでは 100 g のめん試料からの抽出を一例として示しているが、試料の増減に合わせ、十分浸潤することを目安に、加える石油エーテル量を適宜調整する。
- 6) 溶液濃度に応じた力価。
- 7) 遊離ヨウ素とチオ硫酸ナトリウムとの反応が十分に進むよう留意する。

消除予定添加物名簿に関する部会報告書

1. 概要

平成 22 年 5 月 18 日に公示した「消除予定添加物名簿」(80 品目) に対して提出された訂正申出書を精査したところ、25 品目(別添 1) について、その申出に理由が認められたことから、当該 25 品目を「消除予定添加物名簿」から消除し、残りの 55 品目(別添 2) を「既存添加物名簿」から消除することとした。

なお、この消除予定添加物名簿の作成に伴い、消除対象となった添加物のうち、「食品、添加物等の規格基準」において成分規格が定められている添加物及び製造基準が定められている添加物について、当該規格又は基準を削除する必要性が生じたことから、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号) 第 11 条第 1 項に基づき、薬事・食品衛生審議会に諮問を行った。

2. 規格基準の削除を伴う消除予定既存添加物

○成分規格の削除

N-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂

○製造基準の削除

ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物

3. 審議結果

消除予定添加物名簿に残った 55 品目の既存添加物については、使用実態がないと考えられることから、既存添加物名簿から消除して差し支えない。なお、消除に伴い、成分規格が定められている 2 品目及び製造基準が定められている 3 品目について、「食品、添加物等の規格基準」から削除することが適当である。

(別添1) 消除予定添加物名簿からの削除の申出があった品目のうち、添加物としての使用が確認された品目 (25 品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	021	アラビノガラクトン	
2	070	カテキン	
3	100	キハダ抽出物	
4	113	グッタハンカン	
5	136	ゲンチアナ抽出物	
6	160	ゴム分解樹脂	
7	162	コメヌカ酵素分解物	
8	166	サトウキビロウ	
9	185	ジャマイカカシヤ抽出物	
10	187	焼成カルシウム	消除予定添加物ほうに 殻由来のみ
11	212	ソルバ	
12	213	ソルビンハ	
13	233	チルテ	
14	235	ツヌー	
15	238	低分子ゴム	
16	248	動物性ステロール	
17	269	ニガーグッタ	
18	270	ニガヨモギ抽出物	
19	338	ベネズエラチクル	
20	359	マッサランドバチョコレート	
21	360	マッサランドババラタ	
22	405	リンターセルローズ	
23	410	レツチュデバカ	
24	411	レバン	
25	416	ロシディンハ	

(別添2) 既存添加物名簿から消除する品目 (55品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	011	N-アセチルグルコサミン	
2	023	アルカネット色素	
3	028	アロエベラ抽出物	
4	037	イモカロテン	
5	044	エゴノキ抽出物	
6	046	エラグ酸	
7	049	オキアミ色素	
8	052	オリゴ-N-アセチルグルコサミン	
9	054	オリゴグルコサミン	
10	061	カカオ炭末色素	
11	065	ガストリックムチン	
12	072	カニ色素	
13	094	キダチアロエ抽出物	
14	116	グリーンタフ	
15	133	クワ抽出物	
16	140	酵素処理カンゾウ	
17	141	酵素処理チャ抽出物	
18	147	酵素分解ハトムギ抽出物	
19	155	コーパル樹脂	
20	156	コバルト	
21	165	ササ色素	
22	171	サンダラック樹脂	
23	180	シコン色素	
24	193	スクレロガム	
25	197	スフィンゴ脂質	消除予定添加物はウシの脳由来のみ
26	203	セサモリン	
27	205	セスバニアガム	
28	214	レソルボース	
29	226	タンニン (抽出物)	消除予定添加物はクリの渋皮及びタマリンドの種皮由来のみ
30	227	ダンマル樹脂	
31	231	チャ種子サポニン	
32	244	電気石	

33	249	ドクダミ抽出物	
34	258	トリアシルグリセロールリパーゼ	
35	268	ニガキ抽出物	
36	271	ニストース	
37	273	ニューコウ	
38	275	ニンニク抽出物	
39	281	パフィア抽出物	
40	288	ヒキオコシ抽出物	
41	295	ヒメマツタケ抽出物	
42	296	ピメンタ抽出物	
43	331	ヘスペレチン	
44	335	ベニノキ末色素	
45	339	ペパー抽出物	
46	348	ホウセンカ抽出物	
47	349	ホコッシ抽出物	
48	372	メチルチオアデノシン	
49	377	モウソウチク炭抽出物	
50	385	モリン	
51	386	モンタンロウ	
52	388	油煙色素	
53	389	ユーカリ葉抽出物	
54	412	レモン果皮抽出物	
55	419	ワサビ抽出物	

シアゾファミド (Gyazofamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があり、併せてインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	シアノイミダゾール系化合物の殺菌剤である。ミトコンドリアにおける電子伝達系を阻害することにより作用を示すと考えられる。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請：キャベツ、はくさい等/べと病、根こぶ病等 インポートトレランス申請：にんじん、パパイア等/疫病等										
我が国の登録状況	そば、ごぼう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてはばれいしょ、なす科野菜、うり科野菜等、カナダにおいてはばれいしょ、トマト、うり科野菜等、EUにおいてはトマト、うり科野菜等について基準が設定値されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.17 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 17.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シアゾファミドとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>22.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>13.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	12.2	幼小児 (1~6 歳)	22.6	妊婦	9.4	高齢者 (65 歳以上)	13.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	12.2										
幼小児 (1~6 歳)	22.6										
妊婦	9.4										
高齢者 (65 歳以上)	13.0										
意見聴取の状況	平成 22 年 9 月 28 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 10 月 19 日~11 月 17 日パブリックコメントを実施 平成 22 年 11 月 1 日~12 月 31 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現 行 ppm	登 録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05	○			<0.01; <0.01 / <0.01, <0.01
大豆	0.3	0.3	○			0.06(\$), 0.04 / <0.01; <0.01
小豆類	0.1	0.1	○			0.02, 0.02
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01 / <0.01(#), <0.01(#) / <0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(だいこん) / <0.005, <0.005(はつかだいこん)
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	10	10	○			5.07, 3.54(だいこん) / 1.5, 2.1(はつかだ いこん)
かぶ類の根	0.3	0.3	○			0.08, 0.06
かぶ類の葉	20	20	○			14.6, 9.72
はくさい	2	1	○・申			0.02, 0.24 / 0.08, 0.32 / 0.10, 0.72
キャベツ	0.7	0.05	○・申			<0.01, <0.01 / 0.28(#), 0.16(#)
ケール	15	15	○			(こまつな参照)
こまつな	15	15	○			9.10(\$), 3.76
きょうな	10	10	○			1.85, 4.94
チンゲンサイ	3	3	○			1.02(\$), 0.76
ブロッコリー	1	1	○			0.24, 0.40
その他のあぶらな科野菜	15	15	○			0.70, 0.49(畑わさびの根)、 0.02(#), 1.16(#)(なばな)、2.3, 8.5(はたけ な)、1.3, 1.5(はたけな(なばな栽培))
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	10	○			2.76, 0.10(レタス) / 5.17, 2.44(サラダ菜) / 1.26, 2.18(リーフレタス)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.36, 0.88
わけぎ	5	5	○			0.75, 1.64(\$)
その他のゆり科野菜	3	3	○			1.26, 0.88(葉たまねぎ)
にんじん	0.09		IT	0.09	アメリカ	【<0.01-0.045(n=18)(米国)】
みつば	10	10	○			2.04, 3.46(\$)
トマト	2	2	○			0.18, 0.52(トマト) / 1.00, 0.72(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.33(\$), 0.22
なす	0.5	0.5	○			0.11, 0.10
その他のなす科野菜	2	2	○			0.30, 0.46(ししとう) 0.37 / 0.80 / 0.68, 0.24(とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○			0.08, 0.23(\$)
かぼちや(スカツシュを含む。)	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【<0.01-0.05(n=4)(米国べわかぼちや)】
しろり	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【米国べわかぼちや参照】
すいか	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
まくわうり	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【米国べわかぼちや参照】
その他のうり科野菜	0.1	0.1	○			0.02, 0.02(とうがん)
ほうれんそう	25	25	○			16.2(\$), 7.17
しょうが	3	3	○			0.23, 0.04(しょうが) / 1.38, 0.99(葉しょう が)
えだまめ	5	5	○			2.34, 0.40, <0.01, <0.01
その他の野菜	10	10	○			4.4, 3.8(おかひじき)
みかん	0.7	0.7	○			0.25(\$), 0.05
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.54(#), 0.47
レモン	5	5	○			2.03(\$), 0.33
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	5	5	○			(レモン参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(レモン参照)
ライム	5	5	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			1.06(すだち)、0.35(かぼす)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
いちご	0.7	0.7	○			0.29(\$), <0.01
ぶどう	10	10	○			6.36, 1.90(小粒) / 0.53, 1.26(大粒)
パパイヤ	0.5		IT		0.5 台湾	[0.10(#)(台湾)]
その他の果実	1	1	○			0.18, 0.40(\$)(いちじく)
その他のスパイス	10	10	○			3.38(\$), 1.51(みかん果皮) 0.89, 3.50(みょうが)
その他のハーブ	15	15	○			6.29(\$), 3.06, 3.58, 9.96(畑わさびの茎葉、 花、花茎及び葉)

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

シアソファミド

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大豆	0.3
小豆類(注1)	0.1
ばれいしよ	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	10
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	20
はくさい	2
キャベツ	0.7
ケール	15
ごまつな	15
きょうな	10
チンゲンサイ	3
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜(注2)	15
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
たまねぎ	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	2
わけぎ	5
その他のゆり科野菜(注3)	3
にんじん	0.09
みつば	10
トマト	2
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜(注4)	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.1
しろうり	0.1
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
まくわり	0.1
その他のうり科野菜(注5)	0.1
ほうれんそう	25
しょうが	3
えだまめ	5
その他の野菜(注6)	10
みかん	0.7
なつみかんの果実全体	2
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実(注7)	5
いちご	0.7
ぶどう	10
パパイヤ	0.5
その他の果実(注8)	1
その他のスパイス(注9)	10
その他のハーブ(注10)	15

(注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ベギア豆、ホワイ豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

(注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、ごまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

(注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きこの類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ピリダリル(Pyridalyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	フェノキシピリジロキシ誘導体の構造を有する殺虫剤である。詳細な作用機構は明らかになっていないが、野菜類の鱗翅目害虫及び総翅目害虫に対して防除効果を示す。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請：豆類（未成熟）/ハスモンヨトウ										
我が国の登録状況	大豆、だいこん等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてキャベツ、ブロッコリー等、EUにおいてトマト、メロン類果実等について基準が設定値されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.028 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.80 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピリダリルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>33.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>59.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>30.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	33.3	幼小児 (1~6歳)	59.3	妊婦	28.2	高齢者 (65歳以上)	30.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	33.3										
幼小児 (1~6歳)	59.3										
妊婦	28.2										
高齢者 (65歳以上)	30.2										
意見聴取の状況	平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施 平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施 平成22年11月23日~平成23年1月22日WTOT通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.2	0.2	○			0.01,0.04/<0.01,<0.01
ばれいしよ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
かんしよ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5	5	○			2.22(\$),0.76
はくさい	1	1	○			0.37,0.17
キャベツ	0.2	0.2	○			0.04,0.03
チンゲンサイ	15	15	○			2.83,8.02(\$)
ブロッコリー	2	2	○			0.60,0.50
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20	○			1.92,1.71(レタス) 1.40,6.68/15.2,5.98(リーフレタス) 11.2(\$),1.12(立ちちしや)
その他のきく科野菜	5	5	○			1.96,2.36(食用ぎく) 0.98,2.72(きく(葉))
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			1.76,1.60(葉ねぎ) 0.51,1.12(根深ねぎ)
アスパラガス	3	3	○			0.12,1.30(#)(%)
トマト	5	5	○			0.38,0.31(トマト) 1.12,1.76(\$)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○			0.62,0.74
なす	1	1	○			0.36,0.36
その他のなす科野菜	5	5	○			2.14,1.79(とうがらし) 1.22,1.61(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.20,0.16
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
未成熟えんどう	5	5	○			2.46,1.42
未成熟いんげん	3	5	申			1.16(\$),0.60
えだまめ	5	5	○			1.47,1.72
その他の野菜	5		申			(未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ参照)
いちご	5	5	○			1.64(\$),1.23
その他のハーブ	30	30	○			21.0,16.4(しそ) 4.81,5.36(しその花穂) 12.2,3.82(バジル)

(%)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ピリダリル

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.2
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5
はくさい	1
キャベツ	0.2
チンゲンサイ	15
ブロッコリー	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20
その他のきく科野菜 ^{注1)}	5
ねぎ(リーキを含む。)	5
アスパラガス	3
トマト	5
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注2)}	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
メロン類果実	0.05
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	3
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注3)}	5
いちご	5
その他のハーブ ^{注4)}	30

注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

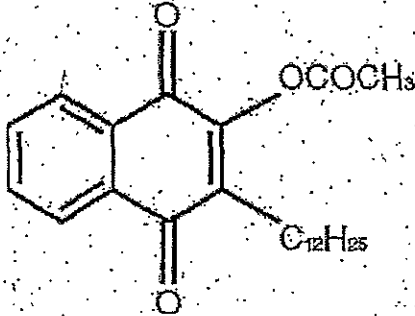
注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たげのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。



アセキノシル (Acequinocyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤										
作用機構	ナフトキノン骨格を有する殺ダニ剤であり、ダニ類のミトコンドリアの電子伝達系における酵素複合体を阻害することにより効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請：うめ、さといも等/ハダニ類等										
我が国の登録状況	かんきつ、なす等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてりんご、かんきつ類等、カナダにおいてりんご、なし等、EUにおいてりんご、かんきつ類等について基準が設定値がされている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (A D I) 0.022 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 2.25 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：アセキノシル及び代謝物 AKM-05 とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="563 1438 1401 1693"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>39.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>22.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	18.9	幼小児 (1~6 歳)	39.3	妊婦	18.3	高齢者 (65 歳以上)	22.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	18.9										
幼小児 (1~6 歳)	39.3										
妊婦	18.3										
高齢者 (65 歳以上)	22.8										
意見聴取の状況	<p>平成 22 年 11 月 2 日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成 22 年 11 月 11 日~12 月 10 日パブリックコメントを実施</p> <p>平成 22 年 11 月 23 日~平成 23 年 1 月 22 日WTO通報を実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	0.5	0.5	○			<0.03,0.20
やまいも	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03
その他のきく科野菜	5		申			2.0(\$),0.9(食用ぎく)
ピーマン	2		申			0.79,0.98
なす	1	1	○			0.49(#),0.35(#),0.23(#),0.32(#)
その他のなす科野菜	1	1.0		1.0	韓国	【0.58(韓国とうがらし)】
きゅうり(ガーケンを含む。)	0.5	0.5	○			0.08(#),0.11(#)\$
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○			0.16,<0.10
しろうり	0.7	0.7	○			きゅうりの残留値の2倍にて緊急登録(農林水産省からの理由書による要請)
すいか	0.1	0.1	○			<0.03(#),<0.03(#)
メロン類果実	0.1	0.1	○			<0.03(#),<0.03(#)
まくわうり	0.1	0.1	○			(メロン参照)
その他のうり科野菜	0.7	0.7	○			しろうりの緊急登録と同期化した対応(農林水産省からの理由書による要請)
その他の野菜	1	0.7	○・申			0.11,0.27(\$)(食用バンジー) 0.2,0.4(\$)(さといも葉柄)
みかん	0.2	0.2	○	0.20	アメリカ	0.03(#),0.03(#)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.91(#),0.44(#),0.54(#),0.52(#)
レモン	1	1	○			0.41(#)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2	2	○			(なつみかん果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかん果実全体参照)
ライム	2	2	○			(なつみかん果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			0.29(#)(かぼす) 0.46(#)(すだち)
りんご	0.7	1	○			0.23(#),0.26(#) 【0.025-0.226(n=24)(米国)】
日本なし	1	1	○			0.77(#),0.28(#),0.31(#),0.35(#), 0.44,0.18
西洋なし	1	1	○	0.40	アメリカ	(日本なし参照) 【0.011-0.049(n=12)(米国)】
マルメロ	0.4	0.4		0.40	アメリカ	【米国りんご、西洋なし参照】
びわ	0.4	0.4		0.40	アメリカ	【米国りんご、西洋なし参照】
もも	0.1	0.1	○			<0.03(#),0.03(#)
ネクタリン	1	1	○			0.36,0.30
あんず(アプリコットを含む)	0.7	0.7	○			0.05,0.28(\$)
すもも(プルーンを含む)	2	2	申			0.92,0.45
うめ	2	2	○			0.44(#),0.57(#)
おうとう(チェリーを含む)	2	2	○			0.43,0.71
いちご	2	2	○			0.14,0.14
ぶどう	0.5	0.5	○			0.45,0.42
パパイア	1	1	○			0.17,0.19
マンゴー	0.5	0.5	○			0.69,0.81(あけび) 0.21,0.21(ゴレンシ)
その他の果実	2	2	○			

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
くり	0.02	0.02			0.02	アフリカ	【米国ペカン、アーモンド参照】 【<0.02(n=5)(米国)】 【<0.02(n=5)(米国)】 【米国ペカン、アーモンド参照】 【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.02	0.02			0.02	アフリカ	
アーモンド	0.02	0.02			0.02	アフリカ	
くるみ	0.02	0.02			0.02	アフリカ	
その他のナッツ類	0.02	0.02			0.02	アフリカ	
茶	40	40	○				32.9(#)(§), 4.8(#), 3.6(#), 14.3(#)
その他のスパイス	5	5	○				0.3, 0.8(さんしょう), 1.92(#), 3.00(#)(みかんの果皮)
その他のハーブ	10	10	○				4.8, 2.2(しそ(葉))
牛の脂肪	0.02	0.02			0.02	アフリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02			0.02	アフリカ	
牛の肝臓	0.02	0.02			0.02	アフリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02			0.02	アフリカ	

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

アセキノシル

食品名	残留基準値*
	ppm
小豆類 ^{注1)}	0.5
やまいも(長いもをいう。)	0.2
その他のきく科野菜 ^{注2)}	5
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注3)}	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.5
しろりり	0.7
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
まくわり	0.1
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.7
その他の野菜 ^{注5)}	1
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	2
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	1
りんご	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.4
びわ	0.4
もも	0.1
ネクタリン	1
ずもも(プルーンを含む)	0.7
うめ	2
おうとう(チェリーを含む)	2
いちご	2
ぶどう	0.5
パパイヤ	1
マンゴー	0.5
その他の果実 ^{注7)}	2
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注8)}	0.02
茶	40
その他のスパイス ^{注9)}	5
その他のハーブ ^{注10)}	10
牛の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02

※今回残留基準を設定するアセキノシルとは、アセキノシル及びアセキノシルヒドロキシ体(3-ドデシル-2-ヒドロキシ-1, 4-ナフトキノン)をアセキノシル含量に換算したものの和をいうこと。

注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスプイス以外のものをいう。

注7) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、マンゴ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴ、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

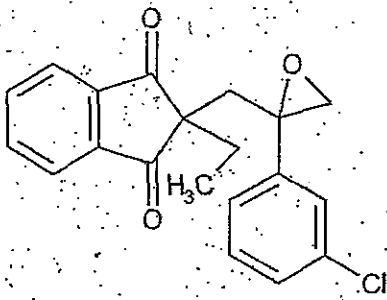
注8) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

インダノファン (Indanofan)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	インダン骨格を有する除草剤である。作用機構として、蛋白質及び脂肪酸の生合成を阻害することで、細胞分裂・伸長を阻害し、雑草の生育を停止し枯死させると考えられている。除草活性はS体のみが存在する。										
適用作物/適用雑草	移植水稻、直播水稻 / 水田一年生雑草										
我が国の登録状況	移植水稻、直播水稻に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドいずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.0035 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 0.356 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: インダノファンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="555 1406 1394 1666"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>9.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	10.3	幼小児 (1~6歳)	19.4	妊婦	8.7	高齢者 (65歳以上)	9.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	10.3										
幼小児 (1~6歳)	19.4										
妊婦	8.7										
高齢者 (65歳以上)	9.3										
意見聴取の状況	<p>平成23年1月14日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成23年1月27日~2月25日パブリックコメントを実施</p> <p>平成23年1月31日~平成23年4月1日WTO通報を実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
小麦	0.05		申			<0.01, <0.01
大麦	0.05		申			<0.01, <0.01
魚介類	0.04	0.04				推:0.033

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申(案)

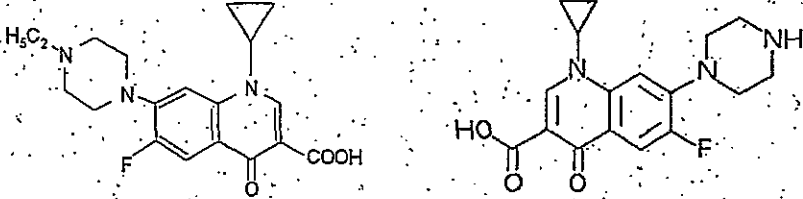
(別紙2)

インダノファン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.05
大麦	0.05
魚介類	0.04



エンロフロキサシン(Enrofloxacin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の承認事項の変更(乳の使用禁止期間の変更)に係る要望に伴い意見聴取があったもの										
構造式	 <p>エンロフロキサシン シプロフロキサシン(代謝物)</p>										
適用動物/適用疾患	牛、豚、鶏/細菌性呼吸器感染症及び消化管感染症の治療										
作用機構	ニューキノロン系抗菌剤である。細菌のⅡ型トポイソメラーゼである DNA ジャイレース、あるいはトポイソメラーゼⅣに作用しDNA複製を阻害するものと考えられている。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国、EU 及びカナダにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.002 mg/kg 体重/日(微生物学的 ADIとして)										
基準値案	承認事項変更の要望にあたり提出された残留試験結果によると、乳の使用禁止期間を現在の 96 時間から 60 時間に短縮した場合であっても、エンロフロキサシン及びシプロフロキサシンの残留量は現行基準の範囲内であることから、基準の変更を必要とするものではない。 残留の規制対象物質:エンロフロキサシン及びシプロフロキサシン										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="418 1599 1211 1890"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>39.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>10.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	10.4	幼小児(1~6歳)	39.6	妊婦	11.9	高齢者(65歳以上)	10.2
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	10.4										
幼小児(1~6歳)	39.6										
妊婦	11.9										
高齢者(65歳以上)	10.2										
答申案	現行の残留基準を変更しないことが適当である。										

(参考)

現行の残留基準

エンロフロキサシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{*1} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{*2}	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{*3} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1

*1: その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。

*2: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

*3: その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

牛クロストリジウム感染症 5 種混合(アジュバント加)トキシイド

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の再審査申請に伴うもの。
本剤の概要	クロストリジウム ショウベイ、クロストリジウム セプチカム、クロストリジウム ノビイ、クロストリジウム パープリンゲンス、クロストリジウム ソルデリーの培養上清濃縮液をホルマリンで不活化及び無毒化したものを主剤とし、アジュバント及び溶剤を使用したトキシイド。
適用動物/用途	牛/気腫疽、悪性水腫及びクロストリジウム パープリンゲンス A 型菌による壊死性腸炎の予防
我が国の承認状況	平成 17 年 3 月より動物用医薬品として承認されている。
諸外国の状況	本製剤と類似のクロストリジウム感染症のワクチンが使用されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>承認後 6 年間の調査期間において、MEDLINE を含むデータベース検索の結果、安全性に関する報告は認められなかった。また、調査期間中に、12 施設、計 511 頭の調査が実施され、元気消失・食欲不振、下痢、呼吸器異常、投与部位の腫脹又は硬結が副作用として見られているが、承認前試験で観察された反応以上のものではないことが観察された。したがって、提出された資料の範囲において、承認時から再審査期間中において本製剤の安全性を懸念させる新たな知見は認められないと考えられる。</p> <p>本製剤の主剤に使用されているクロストリジウム属菌の一部が産生する毒素は、ヒトに対しても病原性を有するものと考えられるが、本製剤に用いられている菌液及び毒素は不活化されており、いずれもヒト及び牛に対する病原性は有していない。また、添加剤については、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。</p> <p>以上により、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p>
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

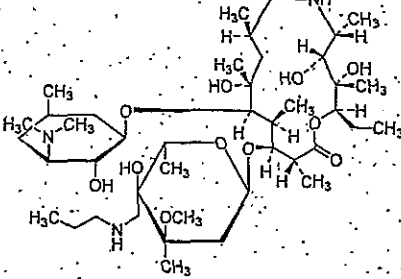
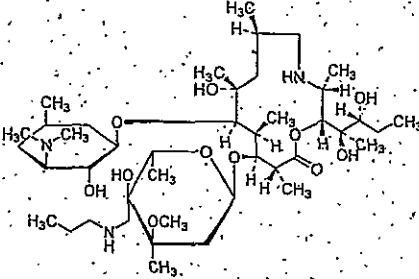


鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の再審査申請に伴うもの
本剤の概要	アイメリア ネカトリックス Nn-P125 株オーシストを主剤とし、防腐剤及び溶剤を使用した生ワクチン
適用動物/用途	鶏/アイメリア ネカトリックスによる鶏コクシジウム症の発症抑制
我が国の承認状況	平成 15 年 10 月より動物用医薬品として承認されている。
諸外国の状況	アイメリア ネカトリックスを主剤として含有する同様の鶏用の生ワクチンが使用されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>承認後 6 年間の調査期間において、PubMed を含むデータベース検索の結果、安全性に関する報告はなかった。また、調査期間中に延べ 12 施設、135,004 羽の調査が実施され、本製剤投与後 28 日間の臨床観察の結果、鶏に対する副作用は 1 例もなかったと報告されている。したがって、提出された資料の範囲において、承認時から再審査期間中において本製剤の安全性を懸念させる新たな知見は認められていない。</p> <p>本製剤の主剤であるアイメリア属原虫は宿主特異性が高く、鶏以外は感染しないとされており、鶏コクシジウム症は人獣共通感染症と見なされていない。</p> <p>また、添加剤については、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。</p> <p>以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p>
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。



ツラスロマイシン (Tulathromycin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請に伴い意見聴取があったもの										
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>CP-472,295</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>CP-547,272</p> </div> </div>										
適用動物/適用疾患	牛、豚/細菌性肺炎の治療										
作用機構	半合成マクロライド系抗生物質であり、2つの異性体 (CP-472,295 及び CP-547,272) の平衡混合物である。細菌細胞のリボソーム 50S サブユニットに結合してタンパク質合成を阻害し、その結果静菌的作用を示す。										
我が国の承認状況	承認されていない(新たに承認申請がなされたもの)。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国、EU、豪州及びカナダにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.015mg/kg 体重/日</p> <p>[設定根拠] 2世代繁殖毒性試験、催奇形性試験(ラット・経口投与)</p> <p>最小毒性量 15mg/kg 体重/日</p> <p>安全係数 1000</p>										
基準値案	承認申請にあたり実施された残留試験の結果によると、農林水産省において設定される予定の使用禁止期間内に残留量が現行の範囲内まで減少することから、基準を変更する必要はない。 残留の規制対象物質: ツラスロマイシン										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">10.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児 (1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">21.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">11.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者 (65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">10.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	10.5	幼小児 (1~6歳)	21.6	妊婦	11.1	高齢者 (65歳以上)	10.3
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	10.5										
幼小児 (1~6歳)	21.6										
妊婦	11.1										
高齢者 (65歳以上)	10.3										
答申案	現行の残留基準を変更しないことが適当である。										

(参考)

現行の残留基準

ツラソロマイシン

食品名	残留基準値 (ppm)
牛の筋肉	0.3
豚の筋肉	2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.3
牛の肝臓	5
豚の肝臓	4
牛の腎臓	3
豚の腎臓	9
牛の食用部分*	3
豚の食用部分	5

* : 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・
マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請に伴い意見聴取があったもの
本剤の概要	弱毒マイコプラズマ・ガリセプチカム(以下、「MG」)6/85 株及び弱毒マイコプラズマ・シノビエ(以下、「MS」)MS1 株を主剤とし、緩衝剤及び安定剤を使用した生ワクチン
適用動物/用途	鶏/マイコプラズマ・ガリセプチカム及びマイコプラズマ・シノビエ感染に伴う呼吸器疾病(気嚢炎)及び産卵率低下の軽減
我が国の承認状況	承認されていない(新たに承認申請がなされたもの)。
諸外国の状況	類似の単味ワクチンは使用されているが、混合ワクチンとしては使用されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>MG 感染症及び MS 感染症は鶏を主要な宿主とする慢性的な呼吸器疾患であり、人獣共通感染症とは見なされていない。また、MG 及び MS のいずれもヒトから分離されたという報告はない。</p> <p>本製剤の緩衝剤又は安定剤として使用されている添加剤については、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の投与量を考慮すると、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。</p> <p>本製剤の主剤である弱毒 MG 6/85 株及び弱毒 MS MS1 株は弱毒化されており、鶏を用いた安全性試験及び臨床試験で安全性に問題はないとされている。さらに、主剤の病原性復帰も起こらないことが確認されている。</p> <p>以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p>
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

